

中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）について

令和7年2月18日
中川・綾瀬川流域水害対策協議会

<目 次>

1. 河川及び特定都市河川の概要

- 1) 位置図
- 2) 中川・綾瀬川流域
- 3) 自然特性
- 4) 社会特性
- 5) これまでの主要な洪水と治水事業
- 6) 特定都市河川の指定

2. 計画の基本的事項

- 2-1 浸水被害対策の基本方針
- 2-2 計画期間
- 2-3 計画対象降雨
- 2-4 都市浸水想定

3. 流域水害対策計画（案）の概要

- 3-1 流域水害対策計画に定める事項
- 3-2 流域水害対策計画に定める浸水被害対策
 - ① 流域分担計画
 - ② 特定都市河川の整備に関する事項
 - ③ 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
 - ④ 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備、その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
 - ⑤ 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
 - ⑥ 特定都市河川流域におけるポンプ施設の操作に関する事項
 - ⑦ 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
 - ⑧ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
 - ⑨ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
 - ⑩ その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項
 - ⑪ 附図及び参考図

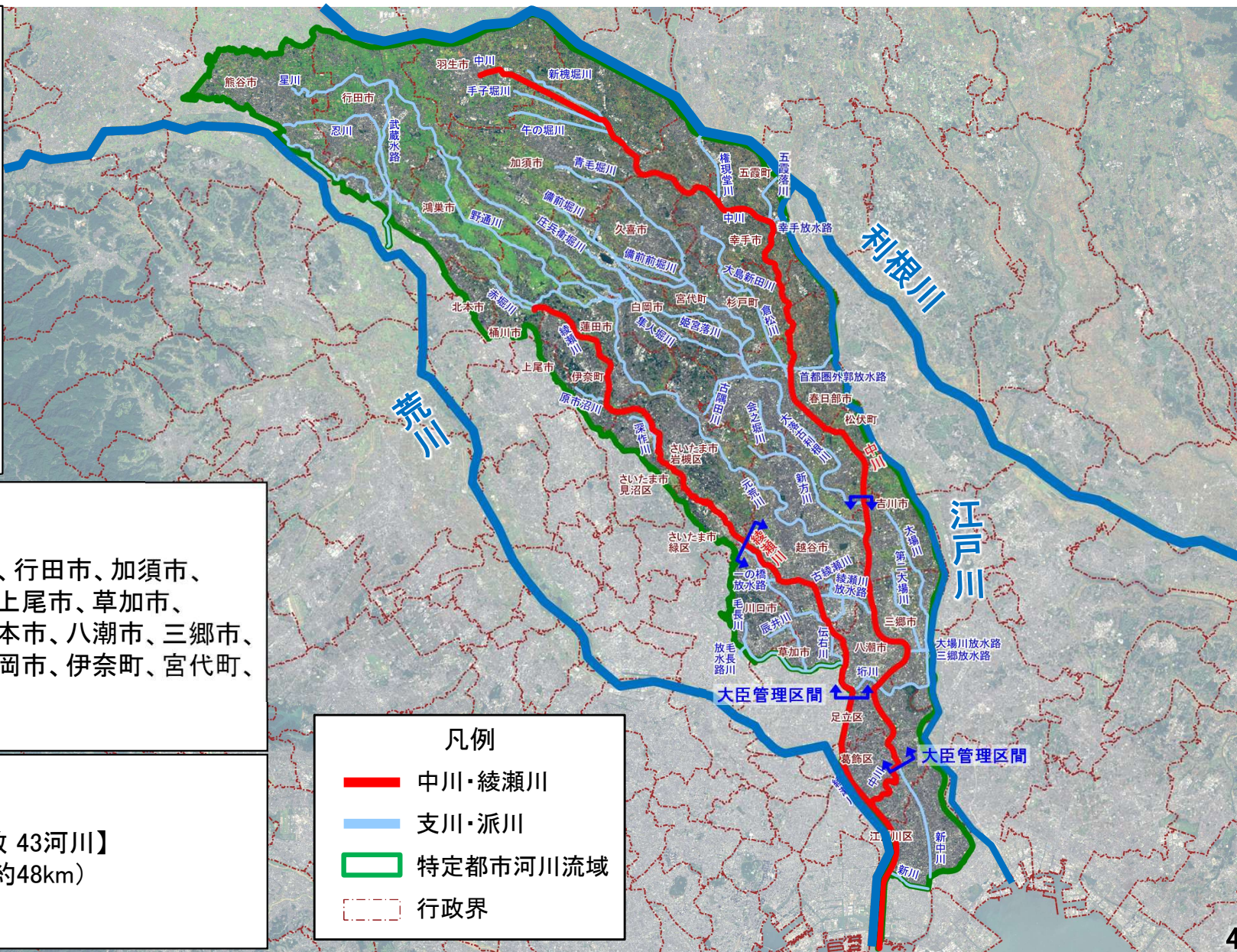
1. 河川及び特定都市河川の概要

1) 位置図



2) 中川・綾瀬川流域

- 中川は、埼玉県羽生市に源を発し、埼玉県東部及び東京都を流下して、東京湾に注ぐ幹線流路延長 約81km、流域面積 約811km²の一級河川。
- 綾瀬川は、埼玉県桶川市に源を発し、埼玉県南部と東京都東部の低平地を流下する幹線流路延長 約48km、流域面積 約176km²の一級河川。
- 流域は、茨城県の1町、埼玉県の20市4町、東京都の3区を含む、1都2県28市区町からなる。



◆ 流域都県・市区町: 1都2県28市区町

茨城県(五霞町)

埼玉県(さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町)

東京都(足立区、葛飾区、江戸川区)

<諸元>

◆ 河川区間

利根川水系中川・綾瀬川【指定河川数 43河川】
幹川流路延長(中川 約81km,綾瀬川 約48km)

◆ 流域面積: 約987km²

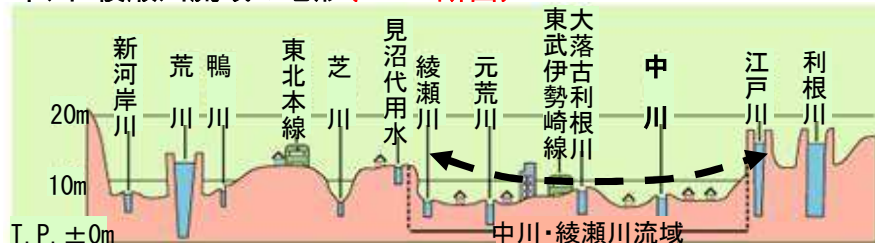
3) 自然特性

- 流域は、ほぼ全域が標高20m以下の低平地であり、中川の河床勾配は全川で概ね約1/4,000と緩勾配であるため、洪水時には河川水位が堤内地の地盤より高くなることから、流域内に湛水する特性があり、過去から浸水被害が繰り返し発生している。

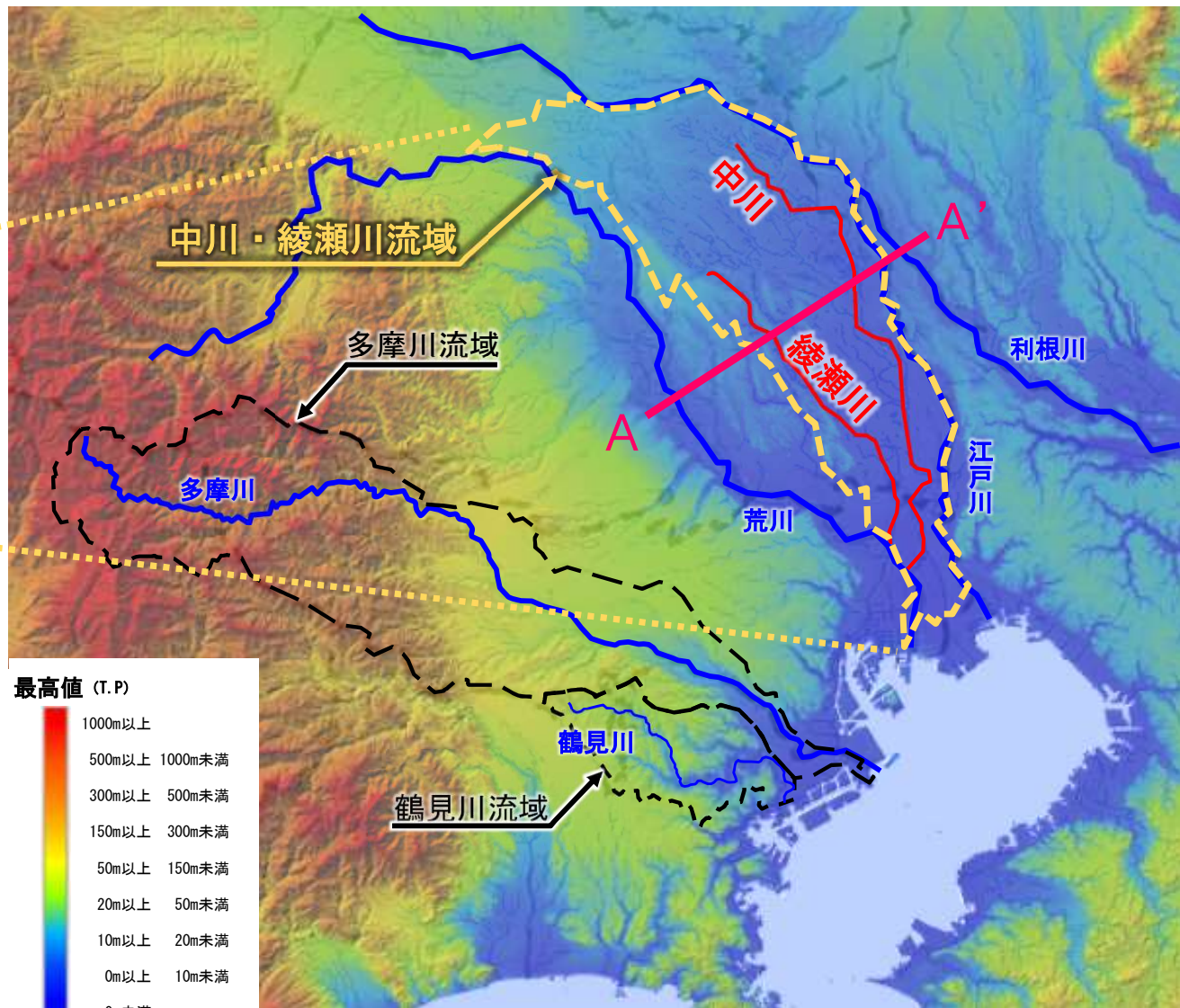
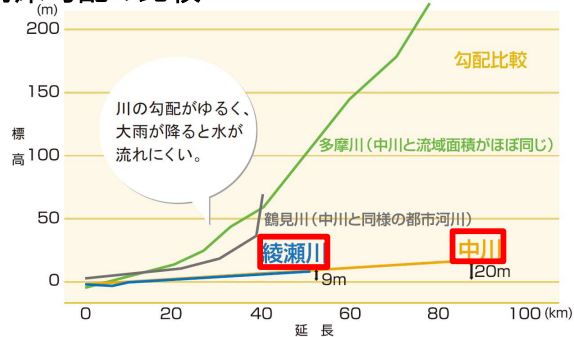
中川・綾瀬川流域及び周辺の地形



中川・綾瀬川流域の地形(A-A'断面)



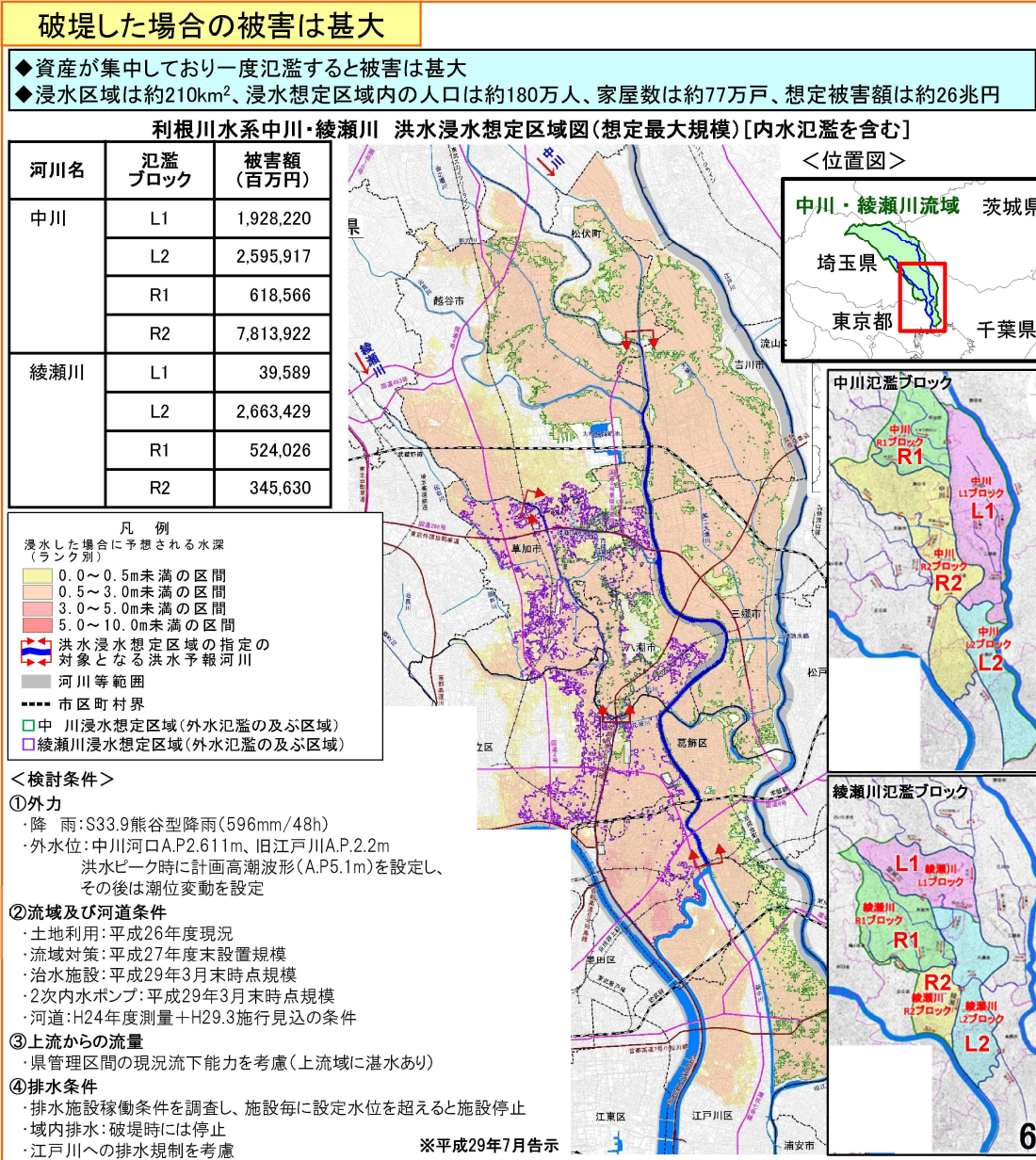
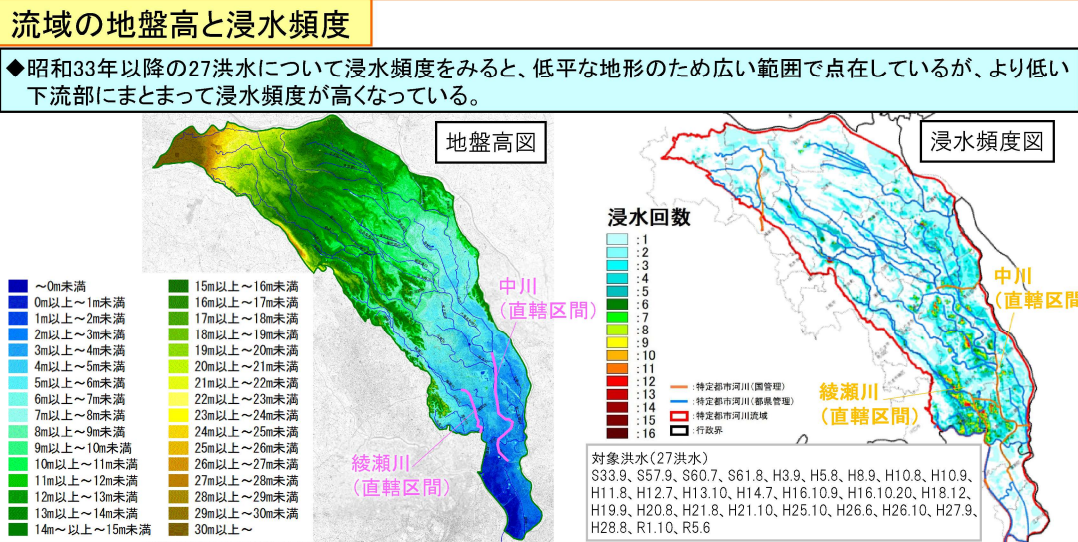
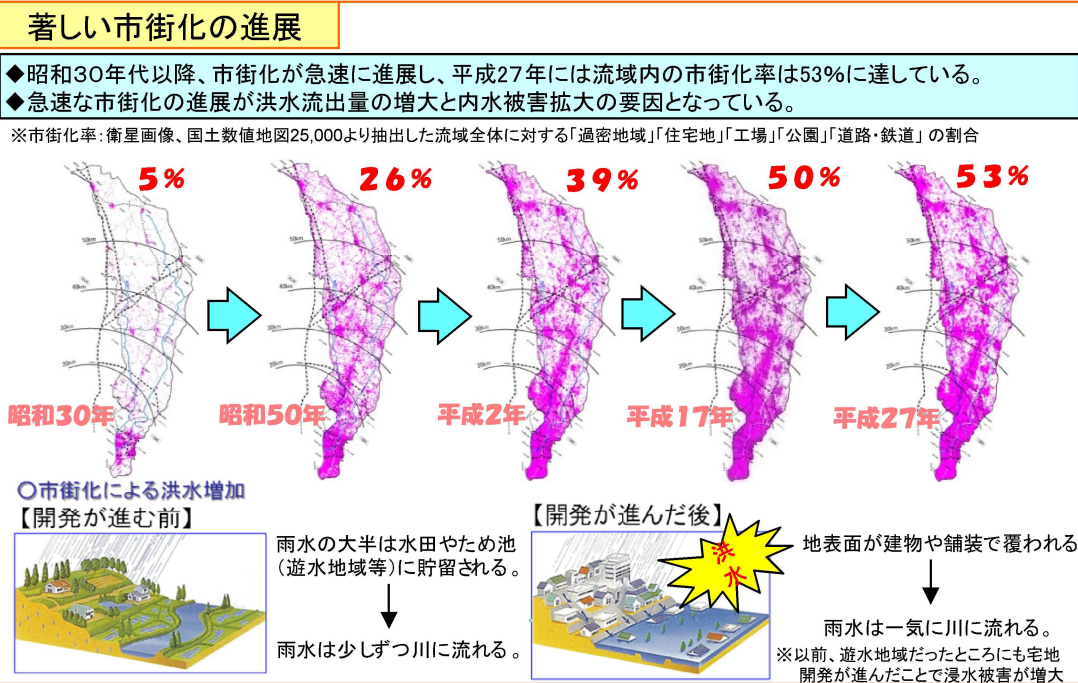
河床勾配の比較



地理院地図(国土地理院)にて作図

4) 社会特性

- 中川・綾瀬川流域は、昭和30年代以降、急速に市街化が進展。平成27年には市街化率が53%に達しており、堤防決壊により外水氾濫した場合の被害は甚大。
- 中川・綾瀬川流域は、大部分が標高20m以下の低平地であり、洪水時には河川水位が高くなることから、内水氾濫の常襲地域であり、特に地盤高の低い下流部の浸水頻度が高くなっている。



5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 昭和33年9月の狩野川台風では流域の約30%が浸水するという甚大な被害が発生。
- 都市化が著しく進んだ昭和50年代以降、綾瀬川の下流部を中心に大規模な浸水被害が発生。
- 近年においても、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風、令和5年6月台風第2号等で大規模な浸水被害が頻発。

主要出水の被害状況

洪水年月	流域平均 48時間雨量 (mm/48hr)	流域平均 時間最大雨量 (mm/hr)	浸水面積 (km ²)	浸水戸数(戸)		備考
				床下	床上	
S33.9(狩野川台風)	266	28	278.40	29,981	11,563	
S36.6(台風第6号)	228	30	203.50	不明		
S41.6(台風第4号)	226	18	449.73	26,052	不明	
S54.10(台風第20号)	100	15	5.24	8,349	1,168	綾瀬川激特探択
S56.10(台風第24号)	143	26	23.54	30,021	3,797	綾瀬川激特探択
S57.9(台風第18号)	195	23	50.76	22,728	6,729	新方川激特探択
S61.8(台風第10号)	200	32	21.16	12,256	4,618	綾瀬川激特探択
H3.9(台風第18号)	184	17	24.93	13,774	4,172	綾瀬川激特探択
H5.8(台風第11号)	182	20	—	11,684	2,496	
H8.9(台風第17号)	168	18	11.11	2,731	162	
H11.8(熱帯低気圧)	174	18	1.54	653	53	
H12.7(台風第3号)	163	25	1.95	971	109	
H16.10(台風第22号)	200	18	4.16	756	111	
H16.10(台風第23号)	162	21	0.07	257	26	
H18.12(低気圧)	170	15	0.52	184	27	
H20.8(低気圧)	135	22	1.50	1,892	154	
H21.8(台風第9号)	69	21	0.89	46	9	
H21.10(台風第18号)	121	30	0.38	557	85	
H25.10(台風第26号)	180	28	0.47	1,380	349	
H27.9(平成27年9月関東・東北豪雨)	228	18	10.40	3,960	877	
H29.10(台風第21号)	193	18	0.27	170	13	
R1.10(令和元年東日本台風)	216	22	0.76	800	167	
R5.6(台風第2号)	182	20	約5.9	3,146	758	

※昭和36年洪水までは、「中川・綾瀬川流域整備計画(昭和58年8月)」、昭和41年から令和元年洪水は、「水害統計」(建設省河川局及び国土交通省水管理・国土保全局)、令和5年洪水は、江戸川河川事務所及び埼玉県調べより



昭和33年9月狩野川台風による被害
(葛飾区)



昭和54年10月台風第20号による被害
(草加市松原)



昭和57年9月台風第18号による被害
(草加市)



昭和61年8月洪水による被害
(越谷市)



平成3年9月洪水による被害
(越谷市)



令和5年6月台風第2号による被害



令和元年10月令和元年東日本台風による被害(行田市)



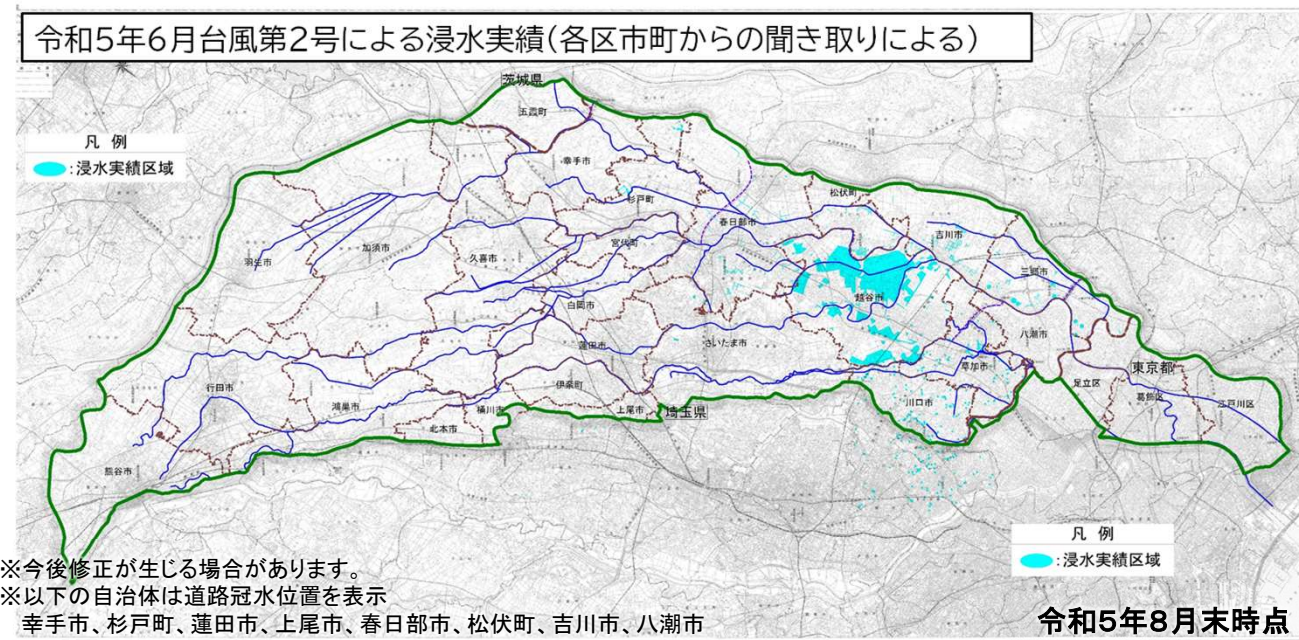
平成25年10月台風第26号による被害
(幸手市)



平成27年9月関東・東北豪雨による被害
(久喜市)

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 総合治水対策により、河川の越水等による氾濫は減少したものの、内水被害は頻発している。
- 近年では、令和5年6月の台風第2号による大雨により、流域の埼玉県下流部を中心に大きな内水被害が発生した。



令和5年6月(台風第2号)による浸水区域図

日付	水害被害面積(ha)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)
H27.9(平成27年9月関東・東北豪雨)※1	約1,040	877	3,960
R1.10(豪雨)※1	約76	166	800
R5.6(台風第2号)	約590※2	758※3	3,146※3

※1:「水害統計」(建設省河川局及び国土交通省水管理・国土保全局)
 ※2:自治体からの聞き取り調査により江戸川河川事務所が作成
 ※3:埼玉県調べ

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 令和5年6月の台風第2号による雨量は、流域平均48時間雨量182mm、累加雨量は、越谷観測所で既往最大雨量に匹敵する322mmを記録した。
- 本流域では、この出水により浸水常襲地帯である埼玉県下流部を中心に約4,000戸の浸水被害となった。

市町村	主な被害の概要			
春日部市	床上浸水	0戸、	床下浸水	176戸
草加市	床上浸水	32戸、	床下浸水	61戸
越谷市	床上浸水	600戸、	床下浸水	2,529戸
八潮市	床上浸水	9戸、	床下浸水	10戸
三郷市	床上浸水	2戸、	床下浸水	9戸
吉川市	床上浸水	21戸、	床下浸水	74戸
松伏町	床上浸水	51戸、	床下浸水	132戸

埼玉県調べ



越谷市船渡地区



春日部市武里地区



吉川市栄町地区



草加市新栄地区



三郷市中央地区



八潮市南川崎地区



松伏町外河原地区

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 昭和33年9月（狩野川台風）洪水などによる大災害を受け、昭和36年に中川・綾瀬川の中流部の主要区間を大臣管理区間に編入。
- 河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域における総合的な治水対策について昭和55年に協議会を設置し、昭和58年に流域整備計画を策定（平成12年改定）。
- 河道整備の他、三郷放水路（平成8年完成）、綾瀬川放水路（平成10年完成）、首都圏外郭放水路（平成18年完成）等の治水施設を整備し、流域の治水安全度は向上しているが、近年の出水においても浸水被害が生じている。
- 令和6年7月には、「利根川水系河川整備基本方針」を変更。

主要洪水と計画及び治水対策の変遷

大正 2年 8月	洪水
大正 5年	内務省直轄改修計画
昭和 5年	直轄改修計画完成に伴い都県へ移管
昭和33年 9月	狩野川台風 浸水面積 : 約27,840ha 浸水家屋 : 41,544戸
昭和36年	中川・綾瀬川の中流部を国へ移管
昭和37年	新中川放水路 完成（東京都）
昭和38年	中川総体計画 計画高水流量：800m³/s（吉川）
昭和40年 昭和54年	利根川水系工事実施基本計画 策定 三郷放水路 暫定完成（100m³/s） （平成8年：200m³/s完成）
昭和54年10月	台風第20号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約524ha 浸水家屋 : 9,517戸
昭和55年	工事実施基本計画 改定 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）
昭和56年10月	台風第24号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約2,354ha 浸水家屋 : 33,818戸
昭和57年 9月	台風第18号 新方川激特事業採択 浸水面積 : 約5,076ha 浸水家屋 : 29,457戸
昭和58年	流域整備計画 策定 計画雨量 : 217mm/48hr（1/10） 想定市街化率：38% 河川分担当量 : 13,900万m³ 流域分担当量 : 3,500万m³

昭和59年	綾瀬排水機場 暫定完成（50m³/s） （平成7年：100m³/sへ増強）
昭和61年 8月	台風第10号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約2,116ha 浸水家屋 : 16,874戸
平成 3年 9月	台風第18号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約2,493ha 浸水家屋 : 17,946戸
平成 4年	綾瀬川放水路 暫定通水（25m³/s） （平成10年：100m³/sへ増強）
平成 5年	工事実施基本計画 改定 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）
平成12年	流域整備計画 改定 計画雨量 : 217mm/48hr（1/10） 想定市街化率：51% 河川分担当量 : 14,950万m³ 流域分担当量 : 2,950万m³
平成14年	首都圏外郭放水路 部分通水開始（100m³/s）
平成18年	利根川水系河川整備基本方針 策定 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）
平成18年	首都圏外郭放水路 完全通水開始（200m³/s） 埼玉県・東京都における 指定区間の河川整備計画 策定
令和 5年11月	利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画 策定 計画雨量 : 267mm/48hr 河道配分流量：640m³/s（吉川）
令和 6年 7月	利根川水系河川整備基本方針 変更 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）

主な治水施設の整備の経緯

年度	直轄	埼玉県	東京都	水資源機構
S37			新中川放水路 完成	
S38			今井水門 完成	
S42				武蔵水路 完成
S44			上平井水門 完成	
S47				糠田排水機場50m³/s完成
S53	三郷放水路・三郷排水機場100m³/s暫定完成			
S54				
S58		大場川下流排水機場 5m³/s完成		
S59	綾瀬排水機場 50m³/s暫定完成	毛長川放水路・機場完成		
S61		大吉調節池完成		
S62		毛長川調節池完成 毛長川排水機場 15m³/s完成		
S63		権現堂調節池 完成		
H1		大場川下流排水機場 20m³/sに増強		
H4	綾瀬川放水路 一部完(北一条) 八潮排水機場 25m³/s完成	深作遊水地完成		
H5	三郷排水機場 150m³/sに増強 八潮排水機場 50m³/sに増強	吉川調節池完成		
H6	綾瀬排水機場100m³/sに増強			
H7	三郷排水機場 200m³/s完成	大島新田調節池完成 毛長川排水機場 25m³/sに増強		
H8	綾瀬川放水路 完成(南一条)			
H10	八潮排水機場 100m³/sに増強			
H11		幸手放水路・中川上流排水機場 50m³/完成 谷塚調節池暫定完成 柳島調節池完成		
H13		大場川上流排水機場 40m³/s完成 辰井川排水機場 10m³/s完成 上之調節池完成		
H14	首都圏外郭放水路 暫定通水 (倉松川～江戸川) 100m³/s 暫定完成			
H17		古綾瀬川排水機場 10m³/s完成		
H18	首都圏外郭放水路 (大落古利根川～江戸川 200m³/s) 完成			
H21		花崎調節池完成		
H23		吉川南調節池完成		
H24		上口調節池完成		
H26		大相模調節池完成		
H27				武蔵水路 改築完了
H28				武蔵水路一級河川指定
H29		中手子林調節池完成		
R2		岡泉調節池完成 大門(上下)調節池完成		
R3		宇和田さくら堰 完成 大場川下流排水機場 35m³/sに増強 新和西上池調節池 完成		

第2回協議会より修正

- ## ＜総合治水対策の構成と中川・綾瀬川における施策＞



(流域対策)開発調整池



6) 特定都市河川の指定

第2回協議会より修正

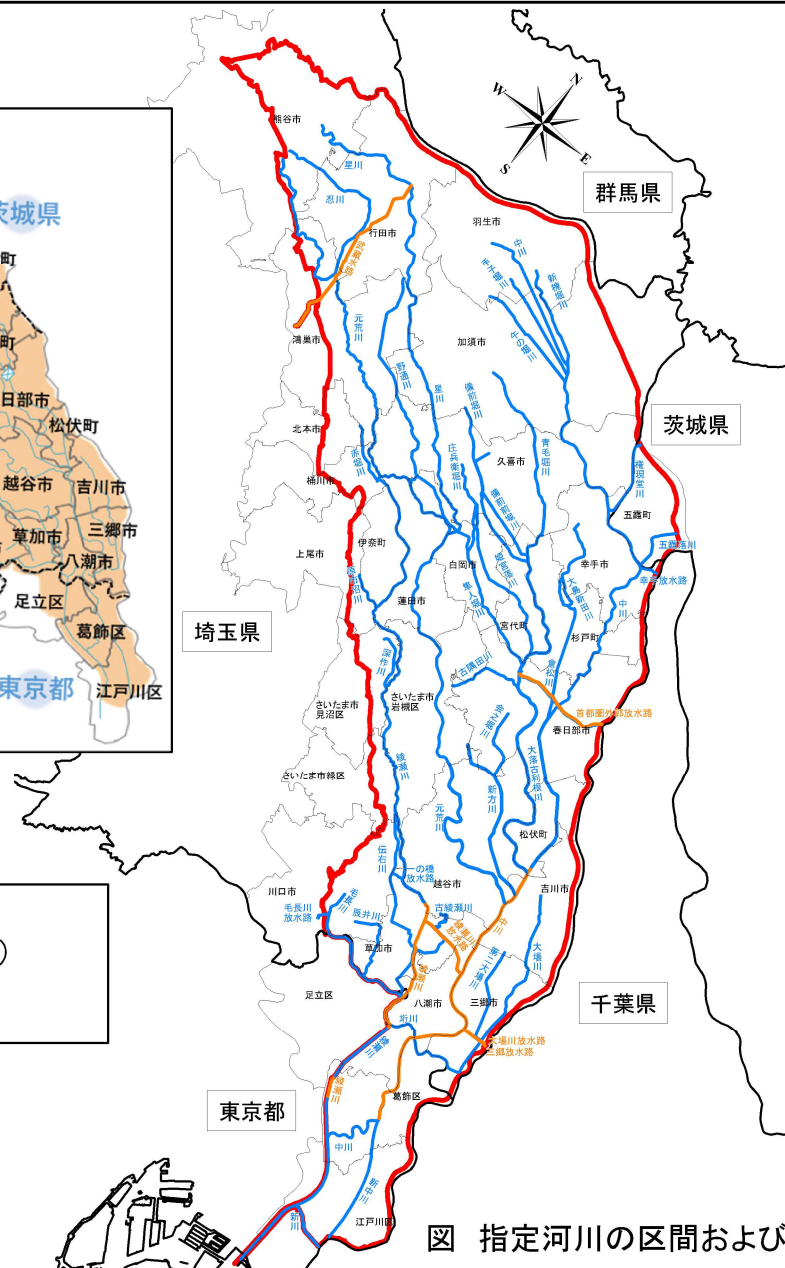
- これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域の実現を目指し、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、**令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川・流域に指定**（法第30条～第43条に係る規定は令和7年7月より施行予定）。

（法：特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）。以下同じ。）

位置図等



- : 特定都市河川(国管理)
- : 特定都市河川(都県管理)
- : 特定都市河川流域
- : 行政界



河川区間：利根川水系中川・綾瀬川 他 計43河川
特定都市河川流域面積：985.2 km²

◆流域都県・市区町：1都2県28市区町

茨城県

（五霞町）

埼玉県

（さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町）

東京都

（足立区、葛飾区、江戸川区）

◆指定河川

中川、綾瀬川、新川、権現堂川、五霞落川、毛長川、辰井川、原市沼川、伝右川、古綾瀬川、深作川、新中川、圀川、大場川、第二大場川、元荒川、星川、野通川、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、首都圏外郭放水路、毛長川放水路、綾瀬川放水路、一の橋放水路、大場川放水路、三郷放水路、幸手放水路、武蔵水路

図 指定河川の区間および流域

2. 計画の基本的事項

2-1 浸水被害対策の基本方針

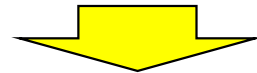
流域における課題

- 中川・綾瀬川は、流域に山地を持たず、かつての地下水くみ上げによる地盤沈下の影響もあり低平地が広がっている。
- 流域内に降った雨は水路等を伝って河川へ排水されるが、整備された水路網や排水ポンプは十分な排水能力を有していないことがあり、低い土地が広がることと相まって内水氾濫による被害が頻発している。合わせて、内水排水の受け皿となる河川も整備途上であり、堤防高や流下断面の不足により、外水氾濫が生じてきた。



被害想定（都市浸水想定）

- 現状の治水施設及び流域条件において、計画対象降雨（流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形））が生じた場合に浸水が想定される区域は、約14,600haに及ぶ。



対策の方向性

【方 針】

- 計画対象降雨に対して、流域の被害湛水※¹を解消するため、保水・遊水機能を有する土地における無被害湛水※²を許容しつつ、内水氾濫に対しては、河川への排水、雨水貯留等の対策を推進するとともに、内水排水の受け皿となる河川の整備を推進する。

【具体的対策】

- 外水氾濫による流域内の被害湛水を解消するため、国及び都県（河川管理者）は、河川整備（河道掘削、堤防整備、調節池、水門、排水機場、放水路等）を推進するとともに、流域内市区町の取り組みに対して技術的支援を行う。
- 内水氾濫による流域内の被害湛水を解消するため、都県及び市区町は、下水道や排水ポンプの整備、雨水貯留浸透施設の整備・促進、保水・遊水機能の保全として貯留機能保全区域の指定等を行うとともに、流域住民の防災意識の啓発・向上等を図る。

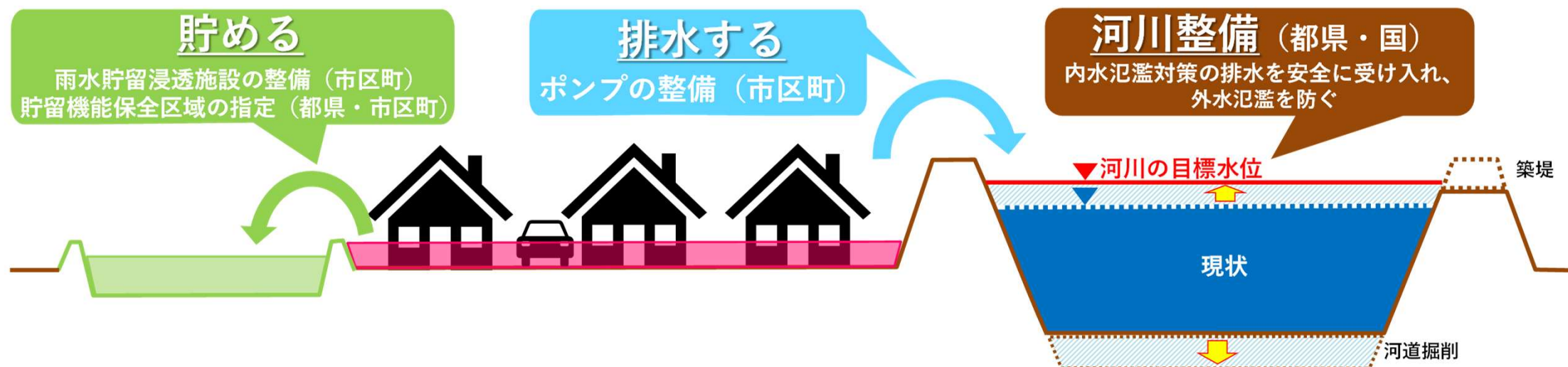
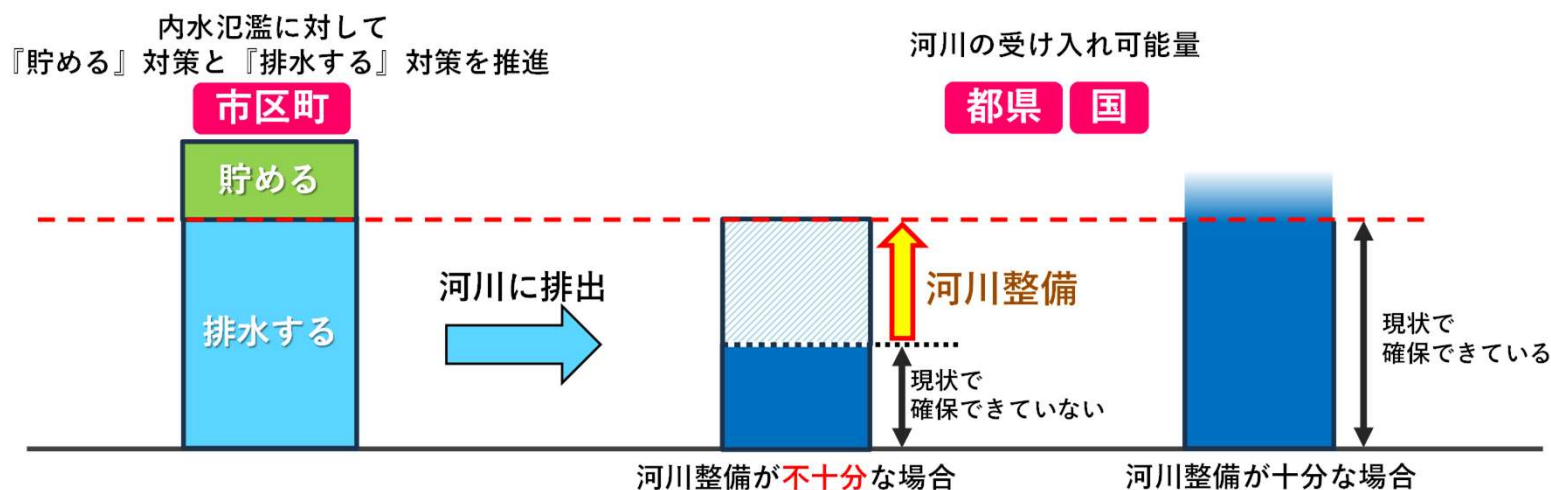
※1：「被害湛水」は、宅地湛水（床上・床下）、水田の湛水深25cm以上の湛水継続時間24h以上、畑の湛水深5cm以上の湛水量

※2：「無被害湛水」は、主に農地に残る湛水量（水田の湛水深25cm未満もしくは湛水深25cm以上の湛水継続時間24h未満、畑の湛水深5cm未満）

2-1 浸水被害対策の基本方針（対策イメージ）

第2回協議会より修正

- 低平地が広がる中川・綾瀬川流域において、浸水被害をなくすためには、内水氾濫と外水氾濫の両方に対して対策が必要となる。
- 内水氾濫に対しては、流域内で『貯める』対策とともに、河川整備の状況を踏まえた『排水する』対策を推進する。
- 外水氾濫に対しては、河川に排出された雨水を安全に受け入れ、外水氾濫を防ぐ『河川整備』を実施していく。



中川・綾瀬川流域における浸水被害対策（イメージ）

2-1 浸水被害対策の基本方針（対策における3つの視点）

- 流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

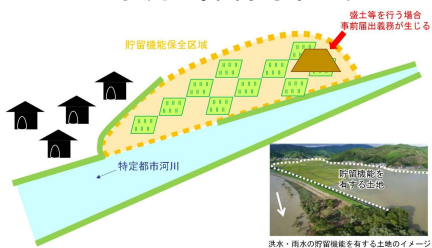
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 (ハザードへの対策)

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を安全に流下させる対策を充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせで実施するものとする。

- ◆ 流域の雨水貯留機能の向上開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、雨水貯留浸透施設（下水道施設を含む）、校庭貯留、貯留機能保全区域の指定、田んぼダム 等）
- ◆ 洪水氾濫対策（堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備 等）
- ◆ 内水氾濫対策（排水施設等の整備・増強・更新等、施設の耐水化、逆流防止施設の整備・更新等 等）



雨水流出抑制対策の例



貯留機能保全区域のイメージ

②被害対象を減少させるための対策 (暴露への対応)

被害の対象を減少させるため、災害リスク情報の充実等により、リスクが高いエリアにおける浸水被害防止区域の指定、宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の住まい方の工夫を含め、まちづくりを踏まえた浸水軽減対策を講じるものとする。

- ◆ 災害リスク情報の充実、まちづくりにおける災害リスク情報の利活用、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの工夫（災害ハザードエリアにおける開発抑制・移転の促進、水害リスクマップの作成・周知・活用、多階の浸水リスク情報の充実・周知・活用、浸水被害防止区域の指定、地適正化計画の策定・見直し及び計画に基づく誘導、開発許可行為の適正な運用 等）
- ◆ 市街化調整区域の保持
- ◆ 都市計画法第34条第11号等の指定の解除



浸水被害防止区域のイメージ

③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 (脆弱性への対応)

流域全体で「避難体制の強化」、「経済被害の軽減」、「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。以上の取組を推進するため、水害リスク情報を充実させるものとする。

- ◆ 災害リスク情報の充実(ハザードマップの整備、まるごとまちごとハザードマップの整備 等)
- ◆ 避難体制等の強化(冠水・浸水センサの整備、水位計・小型監視カメラ等の整備、マイ・タイムラインの策定・支援、避難訓練の実施 等)
- ◆ 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化(自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施 等)



まるごとまちごとハザードマップの設置例

- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『計画期間は、効果を発現させるために必要な期間とし、概ね20～30年間程度を一つの目安とする』としている。
- 本計画では、河川整備計画（国、県、都）、下水道計画、都市計画の計画期間を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は、概ね30年とする。

【計画期間の考え方】

河川、下水道、都市の計画期間を勘案

河川

河川整備計画において、概ね30年と設定

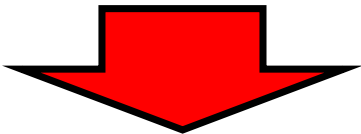
計画	計画策定	計画期間
国	R5. 11	概ね30年
埼玉県 管理区間	H18. 4 (R3. 7変更、 R7. 3変更予定)	概ね30年
東京都 管理区間	H18. 3 (R4. 12変更)	概ね30年

下水道

全体計画における
将来フレームの想定年次を
概ね20～30年後の
間で設定

都市

都県等で策定している都市
計画区域マスタープラン、
各市区町で策定している市
町村マスタープランは、概
ね20年後の都市の姿を展
望した基本的な方向性を提
示



計画期間を概ね30年と設定

2-3 計画対象降雨

- 流域整備計画において中川・綾瀬川流域全体で年超過確率1/10程度の降雨（昭和33年9月型降雨波形、流域平均雨量217mm/48時間）を計画対象降雨として総合治水対策を進めてきており、現在も当該目標に向かって取り組んでいるところ。
- このため、計画対象降雨については目標となる降雨（計画対象降雨）を流域平均雨量217mm/48時間とし、流域全体で都市浸水の発生を防ぐものとする。
- なお、近年の気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、計画を上回る洪水が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、流域治水対策を推進する。

流域整備計画

年超過確率1/10程度の降雨
（昭和33年9月降雨波形、流域平均雨量217mm/48時間）

① 河川対策

- 河道整備
- 遊水地
- 放水路
- 排水ポンプ

など

- （国） 堤防整備、河道掘削、放水路、排水機場 等
- （埼玉県） 堤防整備、河道掘削、調節池、排水機場 等
- （東京都） 護岸整備、耐震対策、高潮対策 等

② 流域対策

- 貯留浸透施設
- 農地等の保持
- 盛土等の規制
- 内水排除ポンプ

など

- 開発指導等
 - ・ 埼玉県条例
 - ・ 市区町条例・要綱
- 開発状況のモニタリング
 - ・ 毎年アンケート調査

③ 被害軽減対策

- 警報避難システム
- 水防管理体制
- 浸水実績・予想区域
- 耐水性建築
- 住民へのPR

など

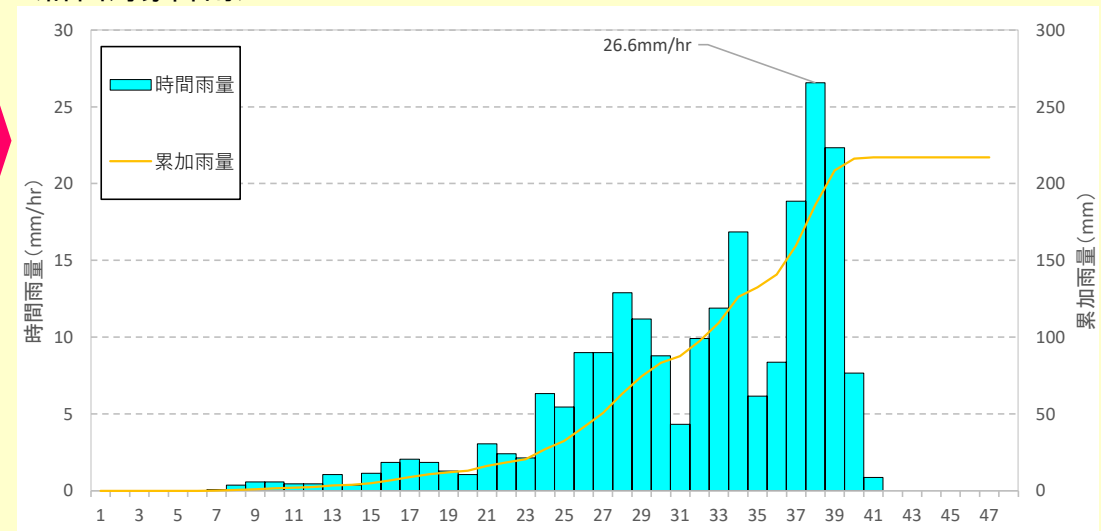
- 洪水予測
- 水害リスクライン
- 浸水想定区域図
- 洪水ハザードマップ
- 水防訓練、避難訓練
- 防災教育、等

流域水害対策計画

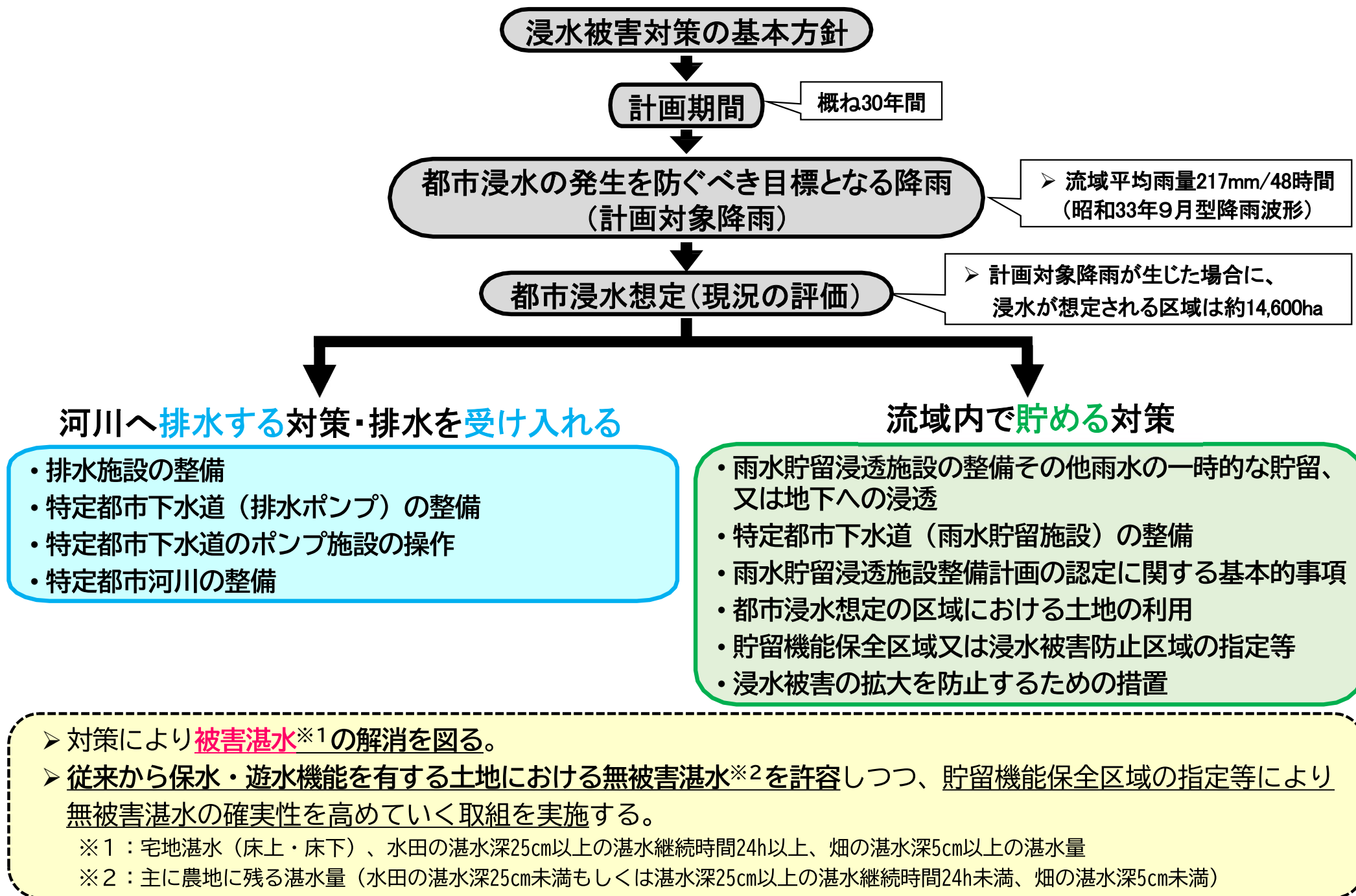
流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
（計画対象降雨）

流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形）を
目標となる降雨とする

<計画対象降雨>

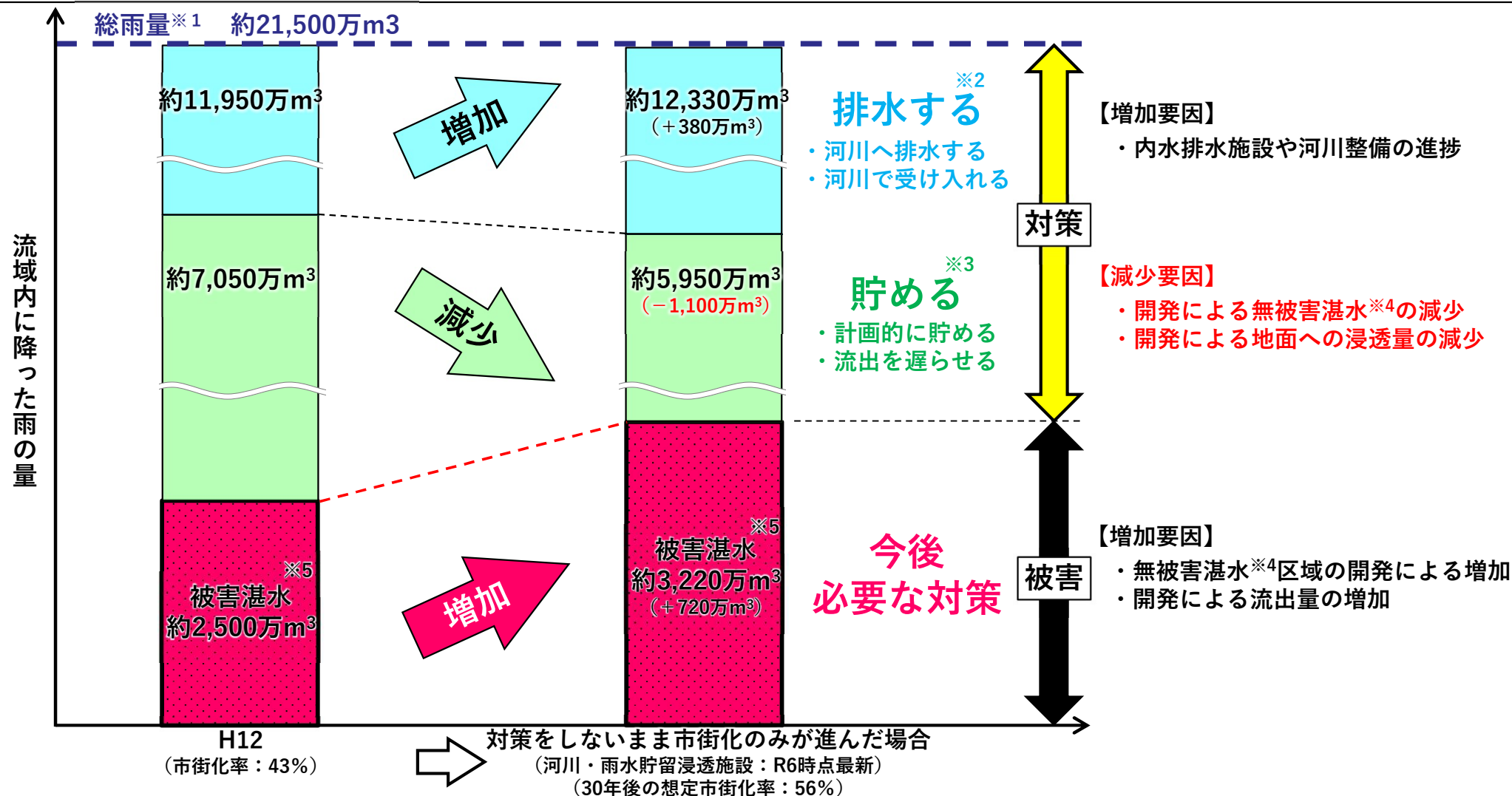


3. 流域水害対策計画（案）の概要



3-2 ① 流域分担計画（流域分担量の変化）

- これまで総合治水対策に基づき雨水貯留浸透施設等の流域内における「貯める」対策、河川整備の状況を踏まえた排水ポンプ整備等の「排水する」対策を着実に実施してきたものの、それを上回るペースで農地等の市街化調整区域の開発が進んだことにより無被害湛水が減少したことや、計画期間内（今後30年間）での市街化想定に基づく流出量の増加により、流域の被害湛水が増加してしまうことから、更なる対策の推進が必要。



※1：計画対象降雨（流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形））が生じた場合の流域内の雨水の総量

※2：「排水する」は、市区町による排水ポンプ等により河川に排出された雨水の合計。（河川の洪水調節施設や下水道整備による処理量を含む。）

※3：「貯める」は、雨水貯留浸透施設、無被害湛水、地面への浸透量などの合計

※4：「無被害湛水」は、主に農地に残る湛水量（水田の湛水深25cm未満もしくは湛水深25cm以上の湛水継続時間24h未満、畑の湛水深5cm未満）

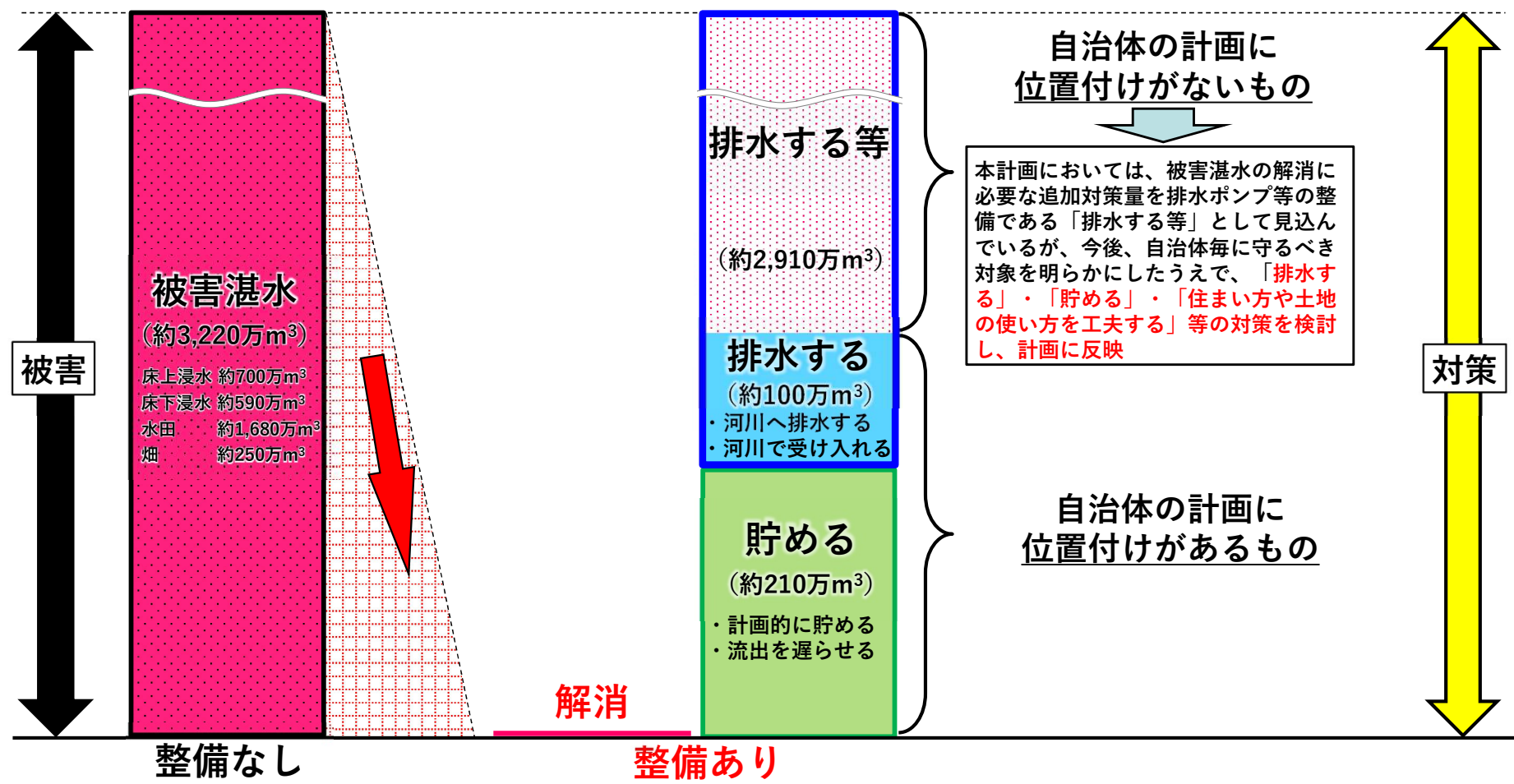
※5：「被害湛水」は、宅地湛水（床上・床下）、水田の湛水深25cm以上の湛水継続時間24h以上、畑の湛水深5cm以上の湛水量

3-2 ① 流域分担計画（被害湛水を解消するために必要な追加対策量）

第2回協議会より修正

- 本計画においては、被害湛水の解消を目標とし、保水・遊水機能を有する土地における無被害湛水を許容しつつ、流域内での「貯める」対策、市町による排水ポンプ整備等の「排水する」対策、排出された雨水を受け入れる「河川整備」を推進する。
- 流域分担計画においては、全域が低平地であり、洪水時に河川水位が上昇すると湛水しやすい流域の特性を踏まえ、被害湛水の解消に必要な排水ポンプ等の整備を見込んでいる。
- 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

被害湛水を解消するために必要な追加対策量



総雨量 : 計画対象降雨（流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形））が生じた場合の流域内の雨水の総量
無被害湛水 : 主に農地に残る湛水量（水田の湛水深25cm未満もしくは湛水深25cm以上の湛水継続時間24h未満、畑の湛水深5cm未満）
被害湛水 : 宅地湛水（床上・床下）、水田の湛水深25cm以上の湛水継続時間24h以上、畑の湛水深5cm以上の湛水量

3-2 ① 流域分担計画（流域分担量の内訳）

第2回協議会より修正

流域水害対策計画における流域分担計画

総雨量に対する内訳

総雨量
 $\Sigma V = 21,500 \text{ 万m}^3$

想定市街化率：56%

貯める
6,040 万 m^3

雨水貯留浸透施設
730 万 m^3

【追加】雨水貯留浸透施設
210 万 m^3

無被害湛水
1,600 万 m^3

地面への浸透量（損失量）
3,500 万 m^3

排水する
12,550 万 m^3

排水する
12,450 万 m^3

【追加】排水する
100 万 m^3

【追加】排水する等
2,910 万 m^3

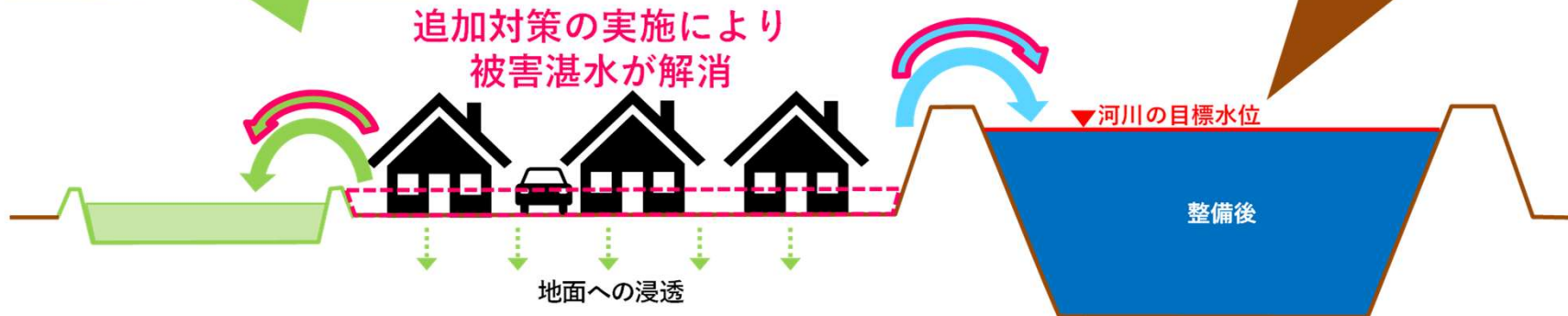
排水受け入れ
（河川整備）

本計画においては、被害湛水の解消に必要な追加対策量を排水ポンプ等の整備である「排水する等」として見込んでいるが、今後、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、計画に反映

貯める
雨水貯留浸透施設の整備（市区町）
貯留機能保全区域の指定（都県・市区町）

排水する
ポンプの整備（市区町）

河川整備（都県・国）
内水氾濫対策の排水を安全に受け入れ、
外水氾濫を防ぐ

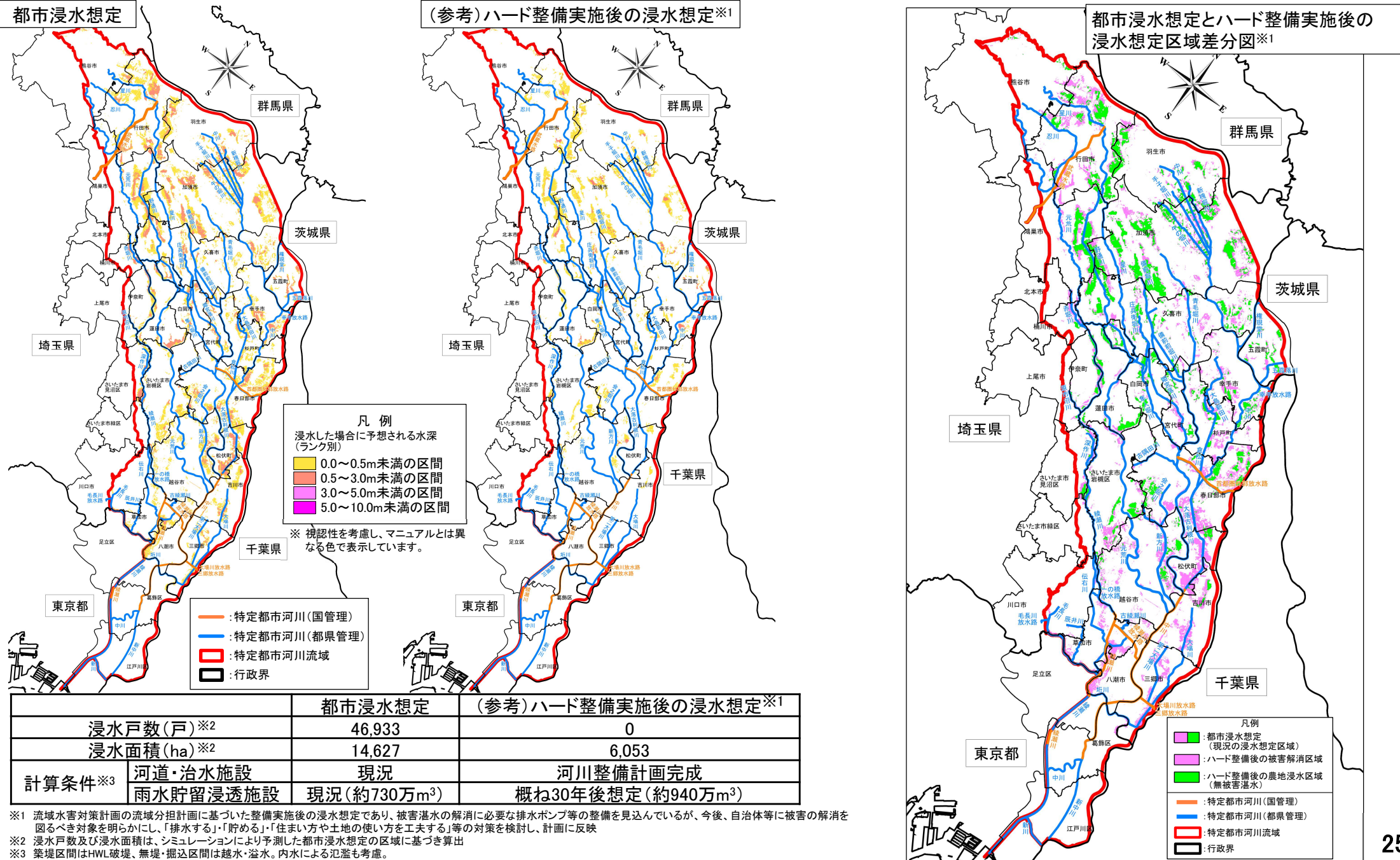


流域水害対策計画に基づく浸水被害対策後（イメージ）

3-2 ① 流域分担計画（都市浸水想定とハード整備後の浸水区域）

第2回協議会より修正

● 本計画の流域分担計画に基づく追加対策の実施により、被害湛水が解消。



3-2 ② 特定都市河川の整備に関する事項

- 計画対象降雨による発生する洪水について、河川整備計画（大臣及び都県管理区間）に基づく河川整備を実施し、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。
- 河道掘削においては、河川環境の創造・創出を図るとともに、自治体等と連携しながら可能な限り掘削土砂の有効活用や再利用を図る。
- 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観に配慮した多自然川づくりを推進する。また、河川利用及び地域の計画やニーズを踏まえ自然との調和を図った整備と保全を行う。
- なお、実施にあたっては、必要に応じ学識経験者等から助言を得るとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともにライフサイクルコストの縮減に努める。
- 流域治水整備事業（国直轄事業）や特定都市河川浸水被害対策推進事業（国庫補助事業）等を活用して事業の加速化を図る。

河道改修による流下能力の確保



調節池による洪水調節



放水路、排水機場の整備による内水排除



3-2 ③ 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

- 流域が一様に低平地である本流域においては、内水による浸水対策を図るため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、従来より各下水道管理者において、内水排除ポンプの整備や雨水貯留施設の整備を実施。
- 本計画においては、引き続き、雨水貯留施設の整備、雨水排水施設の整備を実施する。雨水貯留施設の目標量を約78万m³（既設を含む）とする。
- 既設ポンプ施設の増強、維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。
- 近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を策定・見直しを行うとともに、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。

【浸水対策施設の整備イメージ】



雨水ポンプの整備

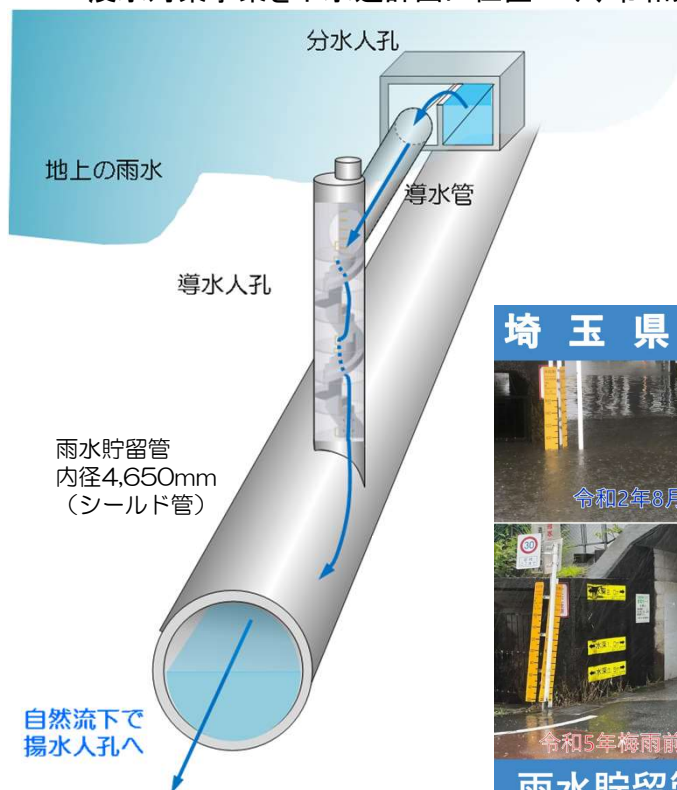


雨水貯留管の整備

【取り組み事例】 川口市

◆ 下水道貯留管の築造等(川口市)

- ・ 東川口駅周辺において繰り返し発生する浸水被害を軽減するため、下水道貯留管の築造等の浸水対策事業を下水道計画に位置づけ、令和元年度より5ヶ年の計画で実施。



雨水貯留管の整備により浸水被害を軽減

※『いのちとくらしを守る防災・減災、国土強靭化 国土強靭化5か年加速化対策 事例集(国土交通省)』、
『中川・綾瀬川流域治水プロジェクト2. 0 参考資料(R6.3) (中川・綾瀬川流域治水協議会)』より一部抜粋

3-2 ④ 雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 (雨水貯留浸透施設)

- 地方公共団体、流域住民、民間事業者等において、雨水貯留浸透施設の整備、その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する取組を進める。
- これらの取組の目標量は、流域整備計画における対策量の考え方を踏襲し、開発行為等に応じて雨水流出抑制対策を行うことにより、計画期間中の地方公共団体による更なる雨水貯留浸透施設の整備に加え、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備（特定都市河川浸水被害対策法第30条雨水浸透阻害行為の許可、他法令等に基づく指導等）も見込み、流域において約940万m³を確保とする。
- 整備にあたっては、河川や水路等との接続部も含め、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。

対策量（万m³）

1,000

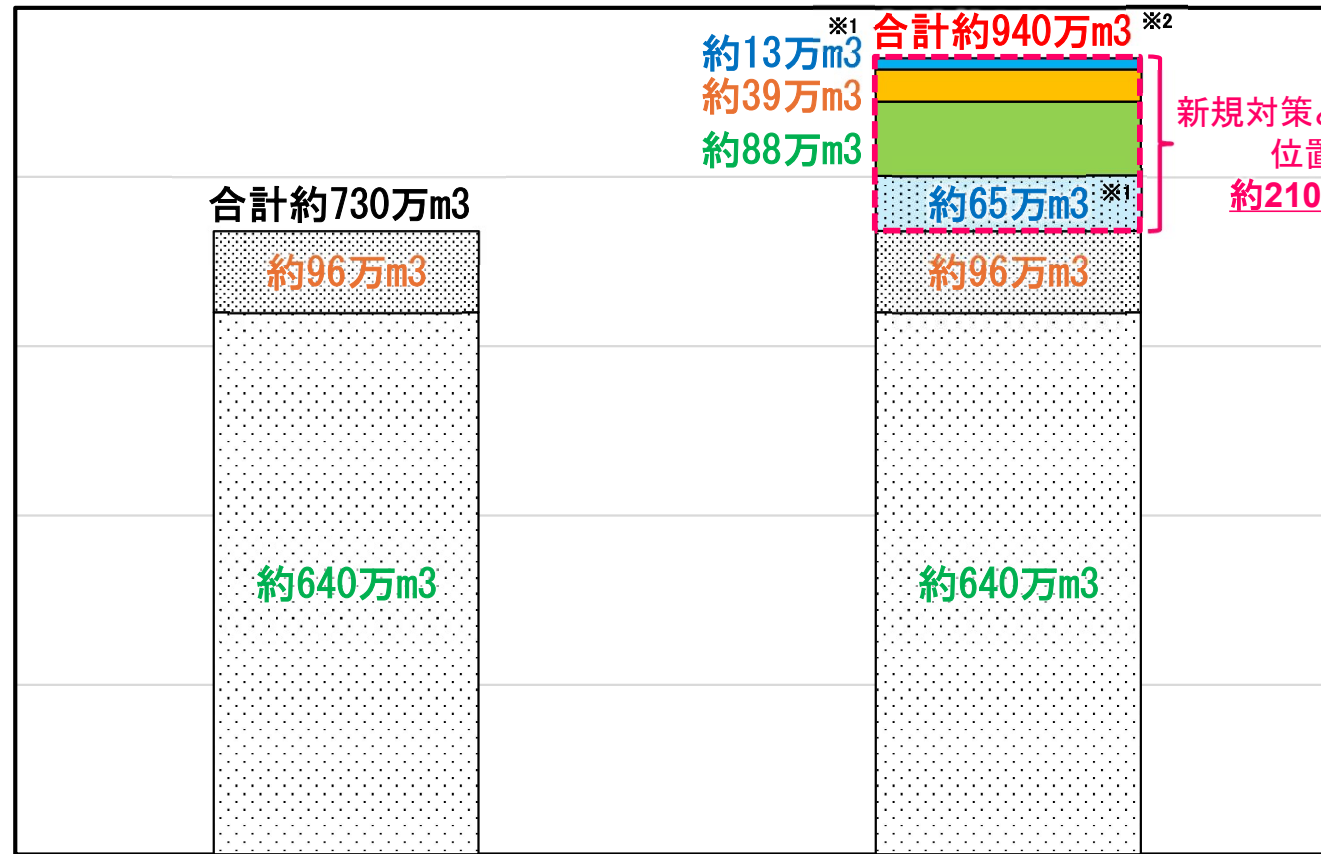
800

600

400

200

0



現況

流域水害対策計画

雨水貯留浸透施設の整備による目標量

凡例

新規対策として位置付け

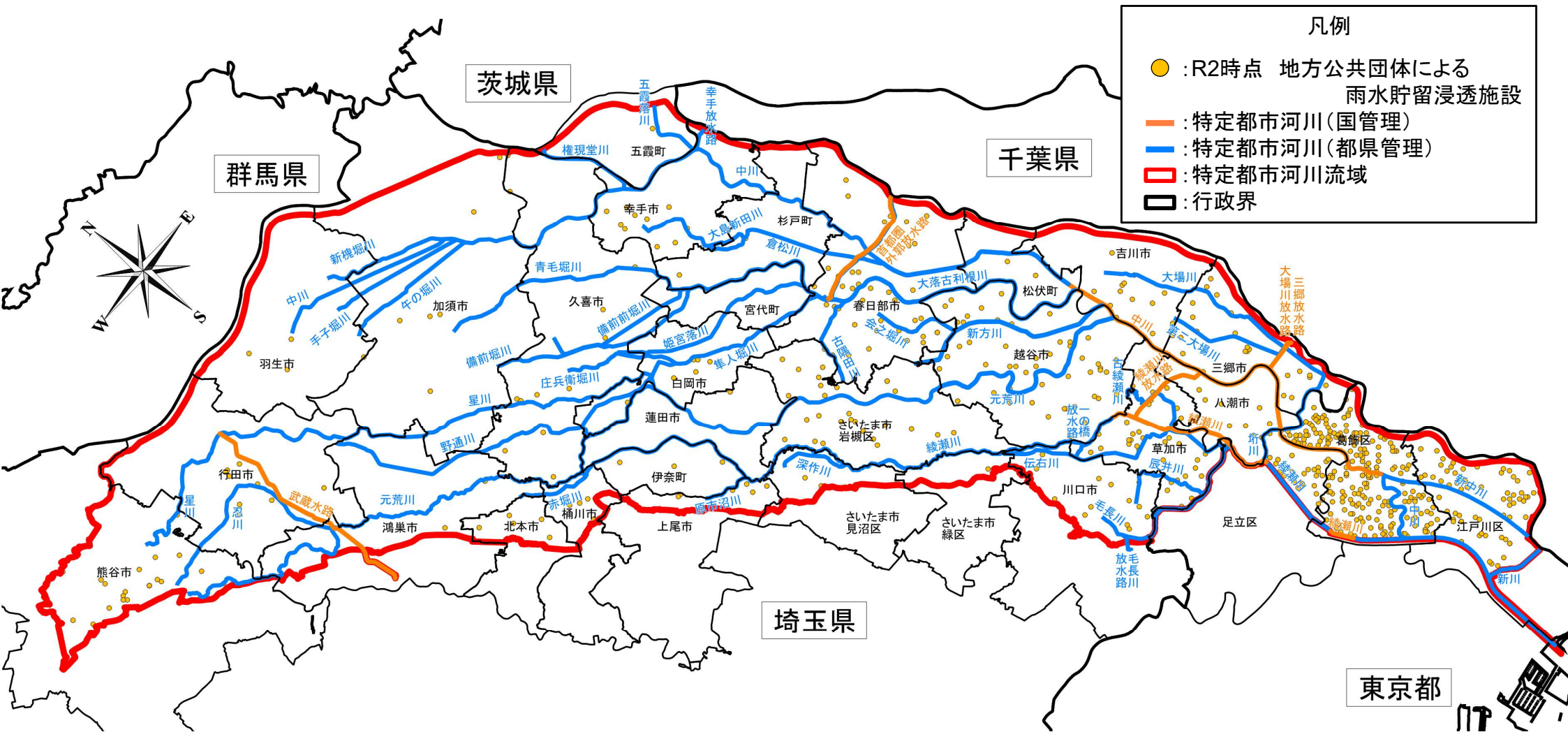
- 下水道管理者による対策(新規)
- 地方公共団体による対策(新規)
- 民間事業者等による対策(新規)
- 下水道管理者による対策(既設)
- 地方公共団体による対策(既設)
- 民間事業者等による対策(既設)

※1 下水道管理者による対策は、従来の総合治水対策への位置づけがなかったため、本計画において新規追加

※2 丸めのため、合計値が合致しない場合がある

3-2 ④ 雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 (地方公共団体による対策)

- 流域水害対策計画における考え方を踏まえ、これまでの流域の著しい開発による保水・遊水機能の減少を回復させるため、引き続き、地方公共団体において国有地、公園、学校、公営住宅、役所、公民館等の敷地（以下、「公共敷地」という）を利用した雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進することとし、これによる目標量を約135万m³とする。
- 流域においては積極的に保水・遊水機能の確保を図り、「貯める」対策を推進することが重要であることから、「今後の対策量」を上回る対策についても公共敷地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。



地方公共団体による雨水貯留浸透施設の対策実施箇所(R2末時点)

3-2 ④ 雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 (民間事業者等による対策)

第2回協議会より修正

- これまで、流域自治体は開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、昭和40年代より調整池の設置等を指導し、昭和58年からは「中川・綾瀬川流域整備計画」において定められた下表に基づき、都市計画法の開発許可に係る基準等、雨水流出抑制対策を求める法令等による規制により、一定規模の対策を求めてきた。
- 開発等による雨水流出の増大に対しては、これまで流域が一体となり取り組んできた対策が減退しないよう取り組むため、今後も各自治体で定める下表の条例及び技術基準等により、引き続き都市計画法に規定する開発行為等に対し、雨水流出抑制対策を講じる。

流域整備計画に定める新規開発に対する対策基準

開発規模	指導主体	対策基準
1.0ha以上	東京都、埼玉県、茨城県	950m ³ /haまたは700m ³ /haの流出抑制対策を実施する。
0.05～1.0ha	各市区町村	500m ³ /haの流出抑制対策を実施する。
0.05ha未満	各市区町村	各戸貯留等を積極的に推進する。

※上記による他、指導主体は各都県の実情に合わせるものとする。

- 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備においては、将来想定に基づき、対策量を約728万m³と想定しており、特定都市河川浸水被害対策法における許可、他法令等に基づく指導等を各自治体が行うことで対策を進めるものとする。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく開発等による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。
- 今後も都市計画法に規定する開発行為や流域自治体が定めた条例等の手続きを要する土地の改変に該当する雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策※1を講じる。
- なお、他法令等のうち、条例等の定めでないものについても、これまでの対策が減退しないよう、特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく雨水流出抑制対策を講じつつ、各自治体は他法令等に基づくこれまでの開発指導を継続する。
- さらに、都市計画法に規定する手続きや流域自治体が定めた条例等の手続きを要しない雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じる。

※1：「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「流出抑制量が大きい方」と定義する。

【対策容量】：「各地域の基準※2に基づく対策量(m³)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量(m³)」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】：「各地域の基準※2に基づく許容放流量(m³/s)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量(m³/s)」のうち、小さい方を適用する。

※2：「各地域の基準」とは、雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

3-2 ④ 雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 (農業用排水路の活用、田んぼダムの取組)

農業用排水路の活用

- 中川・綾瀬川流域には、数多くの農業用排水路がある。
- 農業用排水路において雨水を一時的に貯留する等の活用を図るため、大雨前の事前放流方策やそれに必要な施設の整備・改良、堆積土砂の撤去等について、土地改良区等の施設管理者等と連携し、検討する。
- 農業用排水路の活用にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努める。

「田んぼダム」の取組

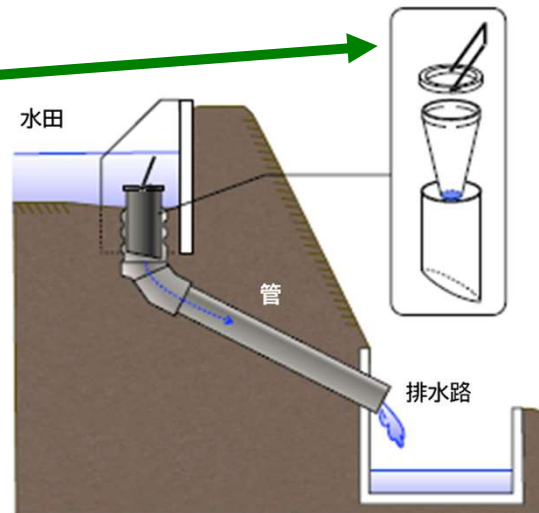
- 「田んぼダム」は、水田の排水口に流出量を抑制するための堰板等を取りつけ、畦畔の範囲内（30cm程度）で雨水を貯留し、水田が有する雨水貯留効果を更に高める取組。
- 「田んぼダム」は、土地所有者や営農者、土地改良区等の関係機関と調整し地域全体の取組として合意形成を図りながら進める必要があり、推進にあたっては、農林水産省が所管する農地整備事業や多面的機能支払交付金等の支援制度の活用を検討する。
- 行田市内、羽生市内では既に取組を開始していることに加え、越谷市では取組に向けた検討を行っている。本計画では、流域分担計画において、無被害湛水を考慮していることを踏まえ、上下流一体で無被害湛水の確保の確実性を高めるため、無被害湛水が見込まれていない地域と「田んぼダム」に取り組む地域との連携や、「田んぼダム」の取組の継続を支援する方策を流域水害対策協議会で検討する。

【取り組み事例】 行田市

◆中川・綾瀬川流域における実施事例(埼玉県行田市)

行田市では、令和2年度から市内の多面的機能活動組織へ田んぼダムの取組を市から協力を依頼（現在、16組織・活動面積966haで実施）また、令和4年度から忍川流域の星宮地区において、試験的に6haの田んぼへ水位調整管を設置。

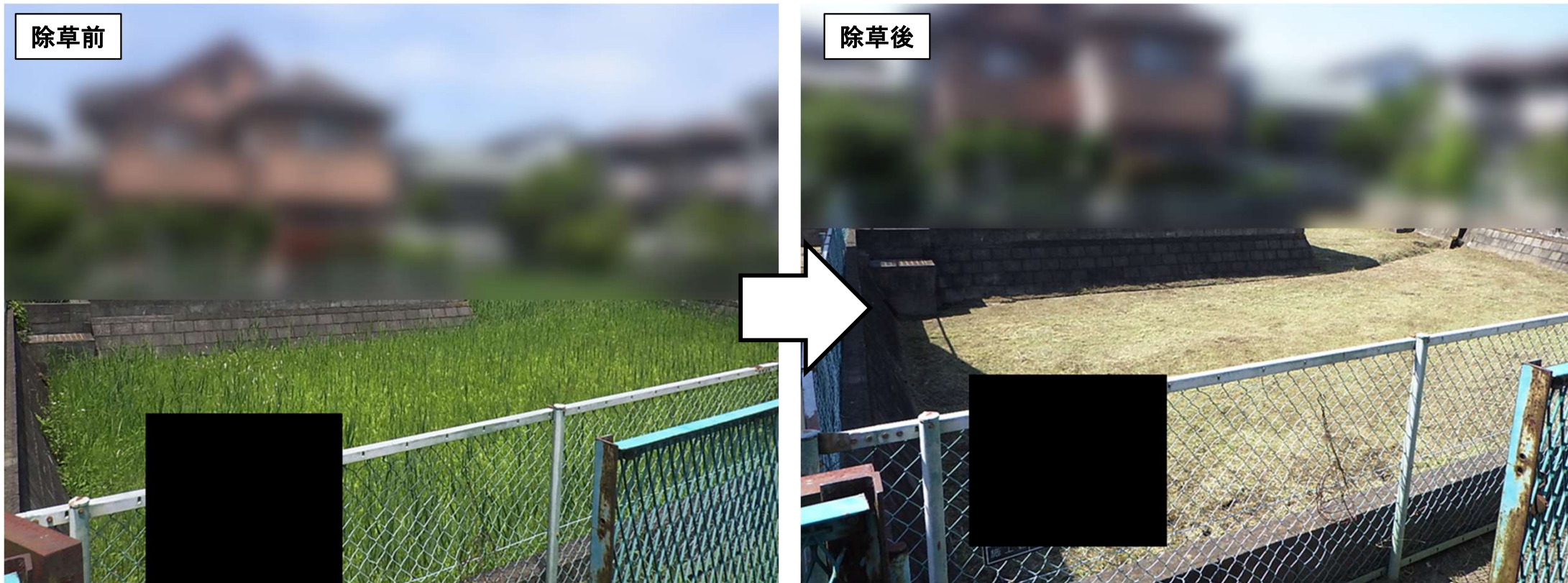
水の流れる量をコントロールする「オリフィス」により管の口径を細くし、水路への雨水の流出を少なくします。



管渠工事の状況

3-2 ④ 雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 (既存の調整池等の保全)

- 流域に設置されている約730万m³の調整池等の雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、定期的な点検整備（更新含む）を行うとともに、土砂の流入による容量の減少、目詰まりによる浸透機能の減少、ゴミや流木による排水口の目詰まりなどが生じないように、各施設管理者による適切な維持管理に努める。
- 法第44条の保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努めるとともに、調整池等の弾力的運用について検討する。



雨水貯留浸透施設の維持管理の状況
(埼玉県春日部市)

3-2 ④ 雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 (保水・遊水機能を有する土地の保全)

第2回協議会より修正

- 水田等の保水・遊水機能を有する土地について、都市計画法による現在の市街化調整区域を保持し、市街化を抑制するとともに、都市緑地法・農業振興地域の整備に関する法律等の法令及び自治体の要綱に基づき田畑・緑地等が有する保水・遊水機能の保全を図る。
- また、これらの取り組みのほか、「田んぼダム」の取組、貯留機能保全区域の指定や休耕田の活用等により、流域分担計画に基づく無被害湛水の確保の確実性を高めていく。



保水・遊水機能を有する土地のイメージ
(「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」より抜粋)

3-2 ⑤ 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

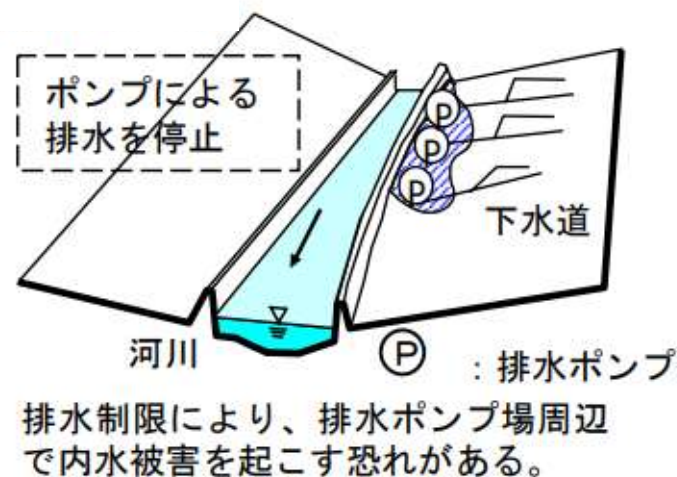
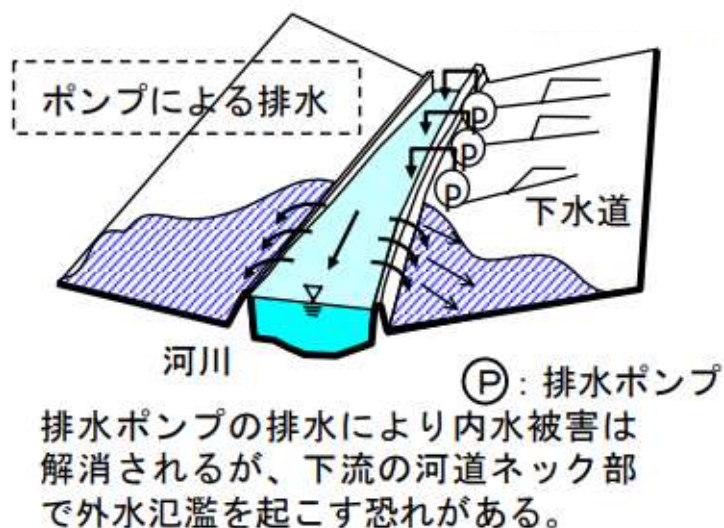
- 雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行う民間事業者等（地方公共団体以外の者）は、以下の認定の基準に適合する場合に、施設の設置管理に関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、法に基づき申請することで、認定を受けることができる。
- 認定権者は、申請された雨水貯留浸透施設整備計画が認定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
- 計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、固定資産税の減税及び管理協定制により地方公共団体による管理の対象とすることができるものである。
- 施設の規模に係る認定の基準は、雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸透阻害行為の対策工事または他法令による流出抑制対策により確保すべき貯留量の大きい方の貯留量を除いた貯留量が30m³以上とする。
- 今後、当該基準について、規則で区域を限り、0.1m³～30m³未満の範囲内で引き下げの場合は、当該都県の規則で引き下げ後の規模を明示する。
- 施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下のとおりとする。
 - ・ 堅固で耐久力を有する構造であること
 - ・ 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること
- 施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下のとおりとする。
 - ・ 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること
 - ・ 点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食、劣化、その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること
 - ・ 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること
- 施設の管理の期間に係る認定の基準は、10年以上とする。今後、当該基準について、10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場合は、本計画の本項へ引き延ばし後の規模を明示する。
- 認定権者は、関係市区町と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

3-2 ⑥ 特定都市河川流域におけるポンプ施設の操作に関する事項

運転調整の基本方針

- ポンプ施設の運転操作にあたっては、効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させるために、適切な運転調整について定める必要がある。
- 河川管理者以外のポンプ施設の管理者は、排水先の河川管理者と排水先河川の流下能力を踏まえて、浸水被害の軽減に向けた排水量および運転操作規則を協議する。
- 近年の豪雨の状況を踏まえ、各ポンプ施設の管理者は、関係機関との協議により、ポンプ施設の運転・操作に係る弾力的運用の検討も行う。
- ポンプ施設の運転調整については、排水先の河川整備の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、流域全体における浸水被害の最小化を図る。

【ポンプ施設の運転調整イメージ】



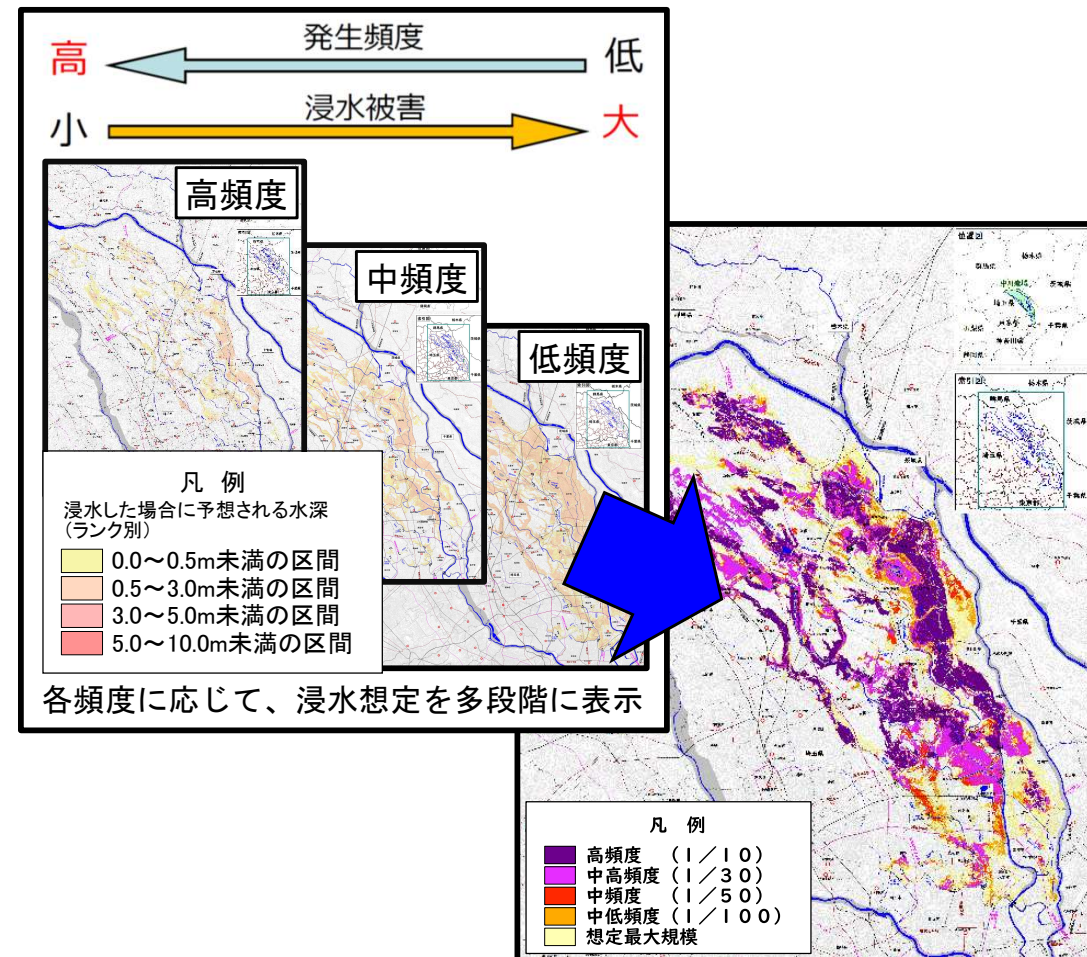
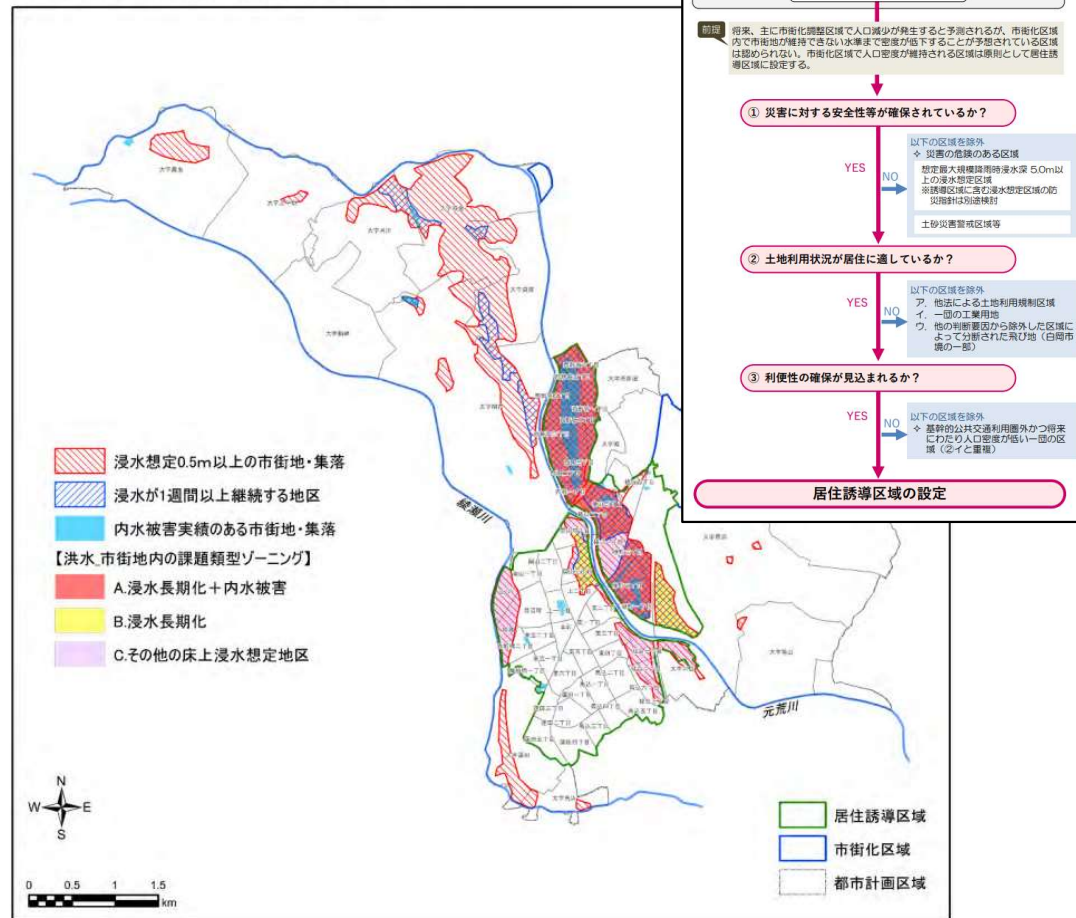
連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知

- 各ポンプ施設は、洪水時に警戒体制を取り、河川水位に応じて、排水先河川からの逆流防止のための樋門・樋管操作や内水排除ポンプの運転を行っており、今後はポンプ施設をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討。
- 流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、河川水位に応じた樋門・樋管操作やポンプ運転について事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討。

3-2 ⑦ 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

- 流域市区町は、都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、水害リスクマップ、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、ブロック毎（流域自治体や指定河川の流域等）に水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について各市区町で検討し、中川・綾瀬川流域水害対策協議会にて共有していく。
- 水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、中川・綾瀬川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、下水、都市、農林、防災、その他の関係する部局が連携し、都市計画や防災指針を含む立地適正化計画などのまちづくりに関する計画等との整合・連携を図り、各々の役割を明確化していく。

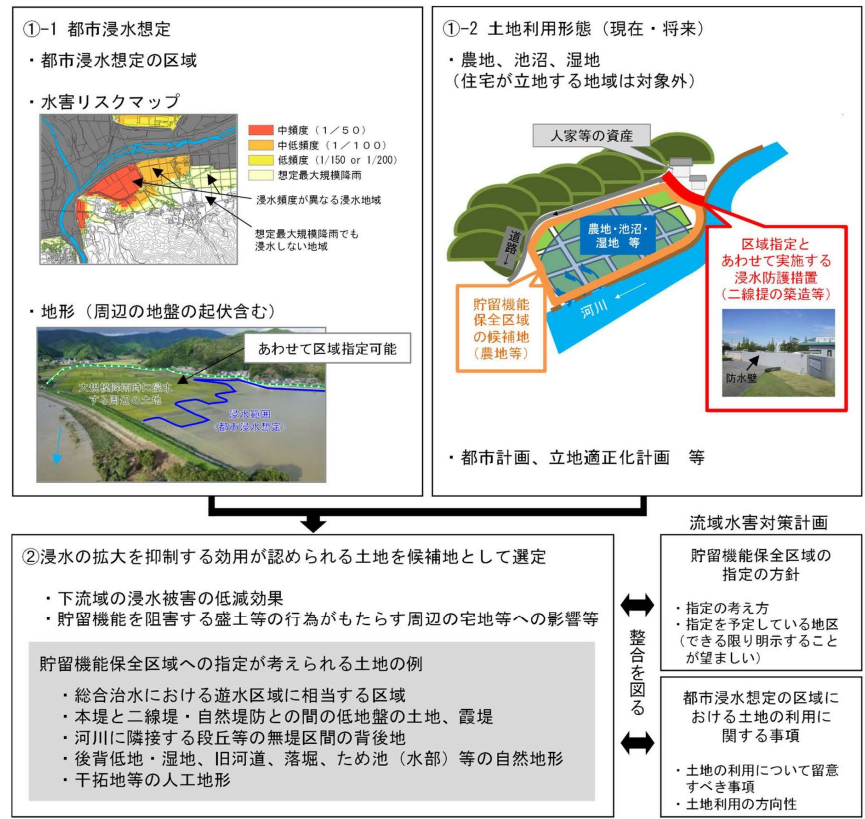
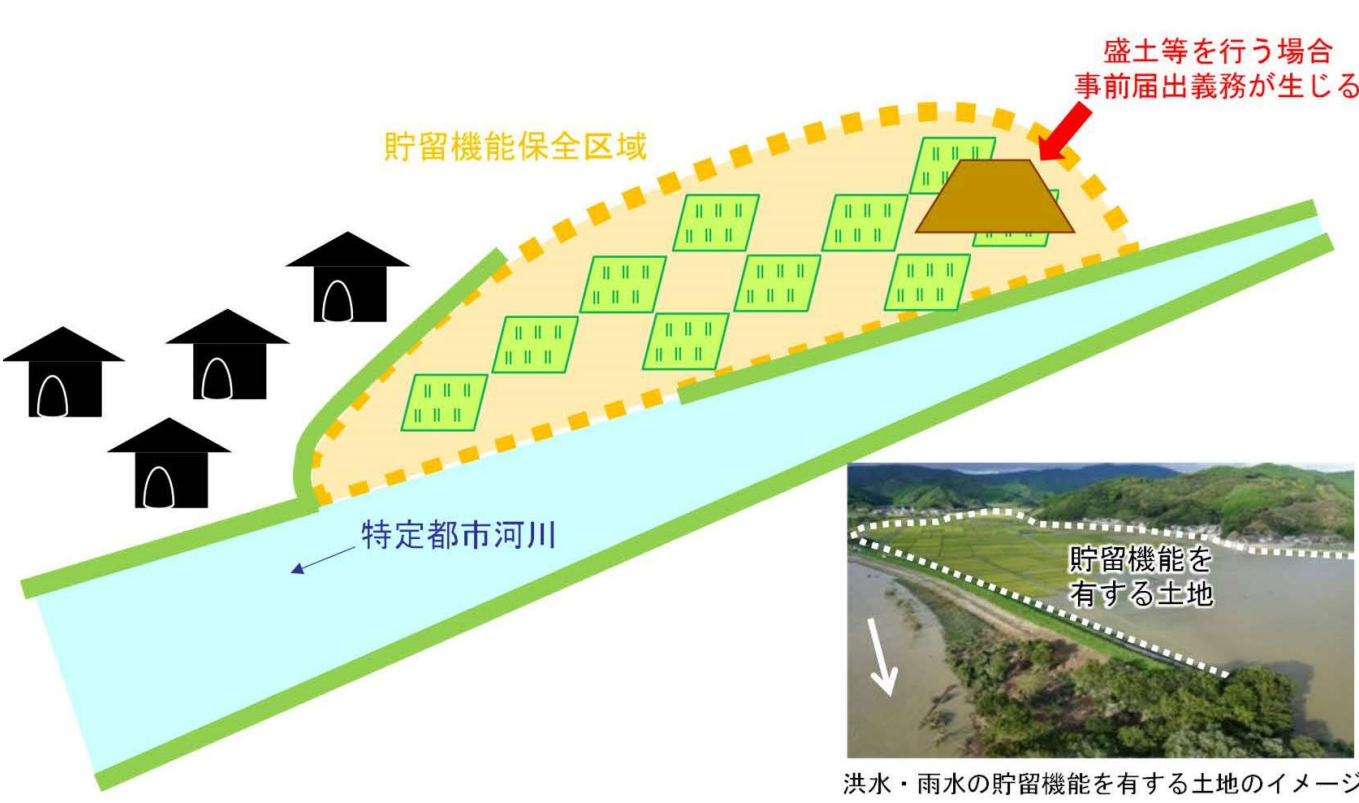
災害リスク情報図（洪水：課題類型別ゾーニング）



多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ（浸水頻度図）
（令和6年5月28日 埼玉県公表）

3-2 ⑧ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針（貯留機能保全区域）

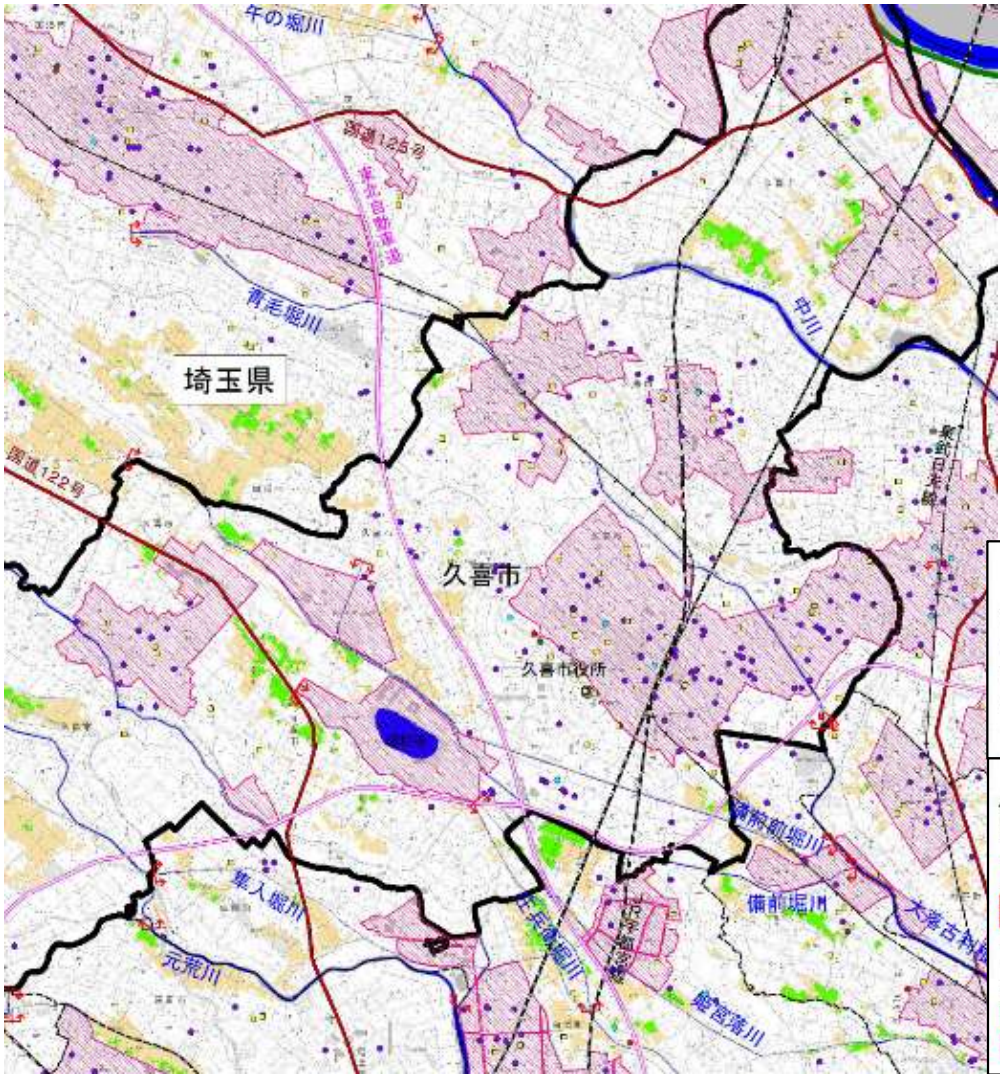
- 貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。
- 中川・綾瀬川流域における貯留機能保全区域は、河川・水路等周辺の低地や窪地について、都市浸水想定を踏まえ、浸水が想定される区域を対象に、流域整備計画で「遊水地域」と設定し遊水機能の保全を図ってきた地域や「田んぼダム」の取り組みを実施している水田、市街化調整区域、既存集落等の住家の立地や周辺の土地利用の状況等を考慮して検討し、当該土地の所有者の同意を得て指定権者により法に基づき指定する。
- 指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは動植物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ること等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。
- また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等地域との連携を検討する。



3-2 ⑧ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針（浸水被害防止区域）

- 浸水被害防止区域は、洪水または雨水出水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。
- 中川・綾瀬川流域における浸水被害防止区域は、都市浸水想定を踏まえ、生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある床上以上の浸水が想定される浸水区域について、現地の地盤の起伏や市街化調整区域、土地利用形態及び見込み等、都市計画との整合を考慮して検討し、茨城県知事、埼玉県知事、東京都知事が市区町長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定する。

都市浸水想定（ハード整備実施後）と市街化区域・主要施設の重ね合わせ（例）



居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※ 病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外（厚生労働省にてR3年度より運用開始）
- （参考）災害レッドゾーン
 - ・浸水被害防止区域（R3.11施行）
 - ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）
- ※ 都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域
- （参考）災害イエローゾーン
 - ・浸水想定区域（土地利用の制約、浸水深（3.0mを目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
 - ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - － 住宅（非自己）・要配慮者利用施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
 - － 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加（R4年度予算より）

被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業）

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和（崖地近接等危険住宅移転事業）
- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加（R4年度予算より）

The diagram illustrates the process of flood prevention and relocation. It shows a house being elevated (家屋の居室の高さを浸水が想定される深さ以上に確保) and the construction of a new house on a safer site (住宅団地). The diagram also shows the relocation of a house from a flood-prone area to a safer area (移転). The diagram includes labels for the river (本川), the flood-prone area (浸水被害防止区域), and the safer area (住宅団地).

3-2 ⑨ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

リスクコミュニケーションの充実

- 流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会及び流域治水協議会等による関係機関との連携強化や市区町等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした防災教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。
- また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。

大規模氾濫に関する減災対策

- 平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的として平成28年6月に、「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年8月に、中川・綾瀬川流域の減災に係る取組方針を策定した。
- また、『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成29年6月策定、平成31年1月改定）』に基づく取組方針・取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。

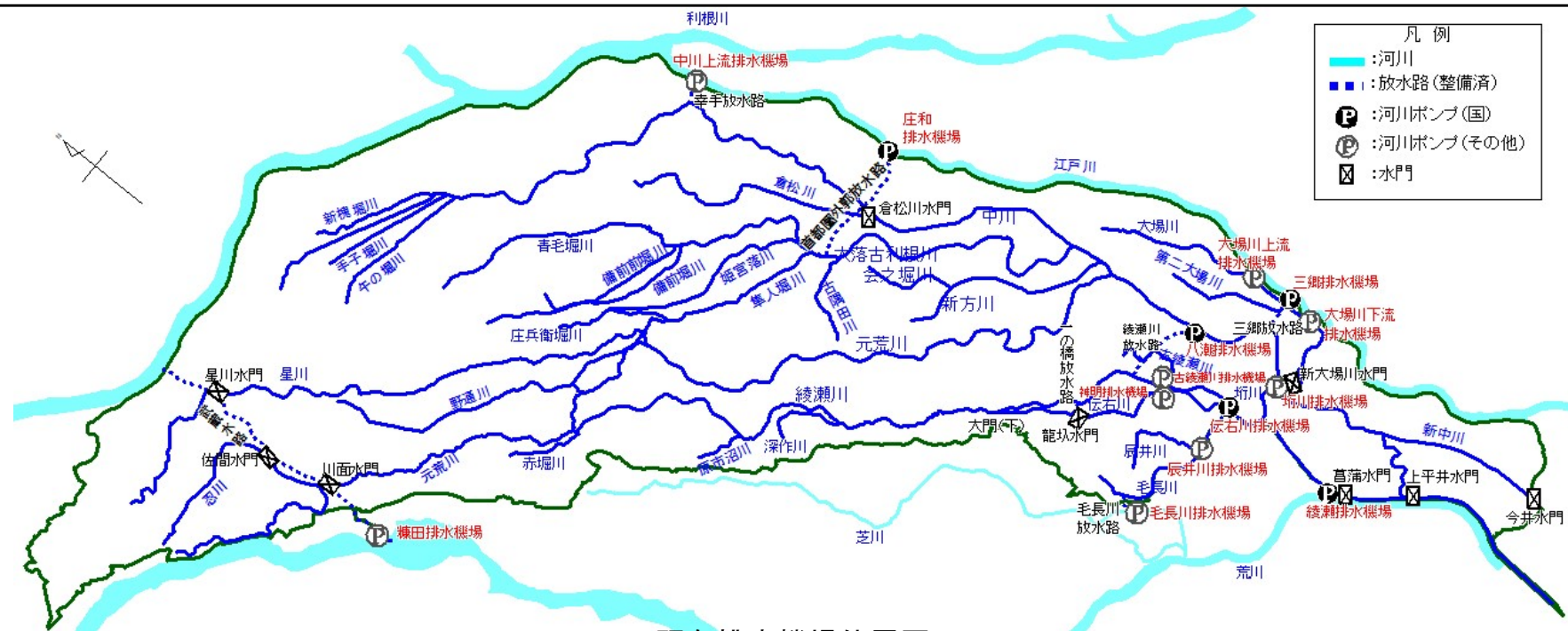
洪水時及び発災時の情報収集・伝達

- 河川管理者は、水防管理者・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。
- なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。
- また、近年多発している局地的な大雨に対しては、国土交通省の「川の防災情報」、気象庁の「キキクル（危険度分布）」、「雨雲の動き」、「今後の雨」を活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。

(既存施設の洪水調節機能強化、計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応)

既存施設の洪水調節機能強化

- 近年の水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、施設管理者は河川管理者と協議の上、既存排水機場の運転・操作に係る弾力的運用の検討を行う。
- 排水先である河川の流下能力とのバランスを図りつつ、既存排水機場の排水能力を洪水調節に最大限活用するため、関係行政機関（河川管理者、排水機場管理者）の緊密な連携のもと流域の浸水被害軽減に努める。
- 既存洪水調節施設（調節池等）についても、様々な洪水への対応を鑑み、施設の改良等を検討する。



既存排水機場位置図

計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

- 計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や、氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関において連絡調整を図る。
- さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、放水路・排水機場の稼働状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関において進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

3-2 ⑩ その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項 (流域水害対策計画のフォローアップ)

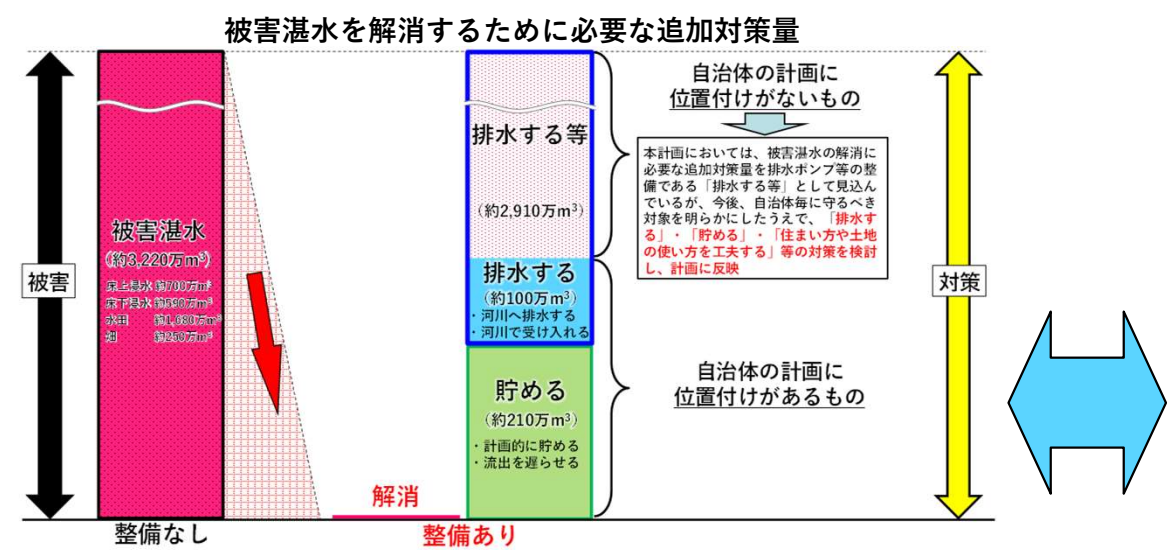
第2回協議会より修正

- 河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的に調査を実施し、中川・綾瀬川流域水害対策協議会に報告するとともに、被害湛水の解消に向けた現状を把握し、計画のフォローアップを実施する。
- 計画をフォローアップするための調査項目は下表に示すとおりとする。
- 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、必要に応じて、本計画の見直しを行う。
- また、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

計画のフォローアップ

<計画をフォローアップするための項目>

被害湛水解消を前提とした本計画をフォローアップするための項目を設定。



計画FU項目として地域ごとの被害湛水量と都市浸水想定を設定

<フォローアップの項目>

被害湛水量
(ボリューム)

都市浸水想定
(浸水深・浸水エリア)

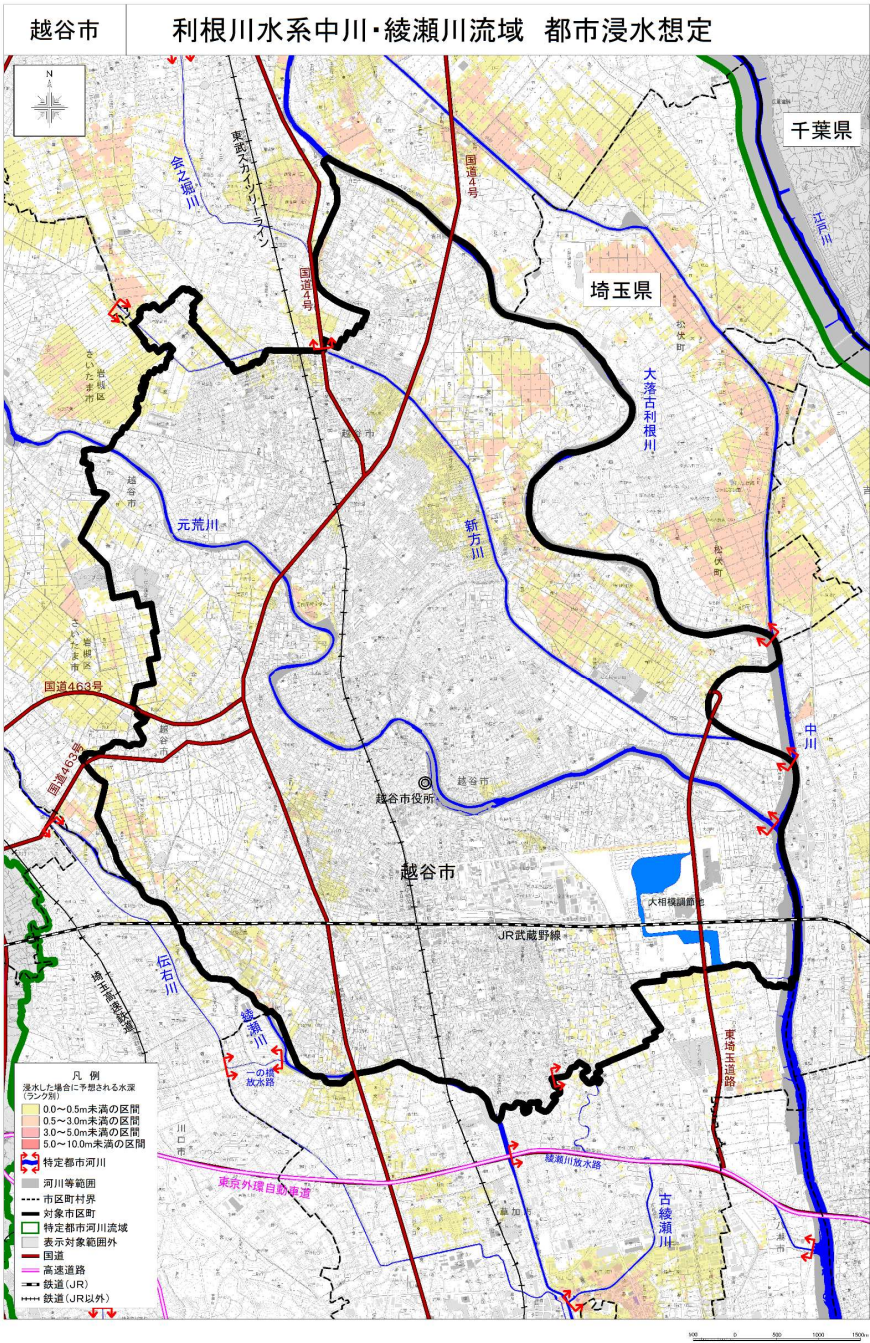
<計画をフォローアップするための調査項目>

今後、以下の「調査項目」により、対策の実施状況を把握する。

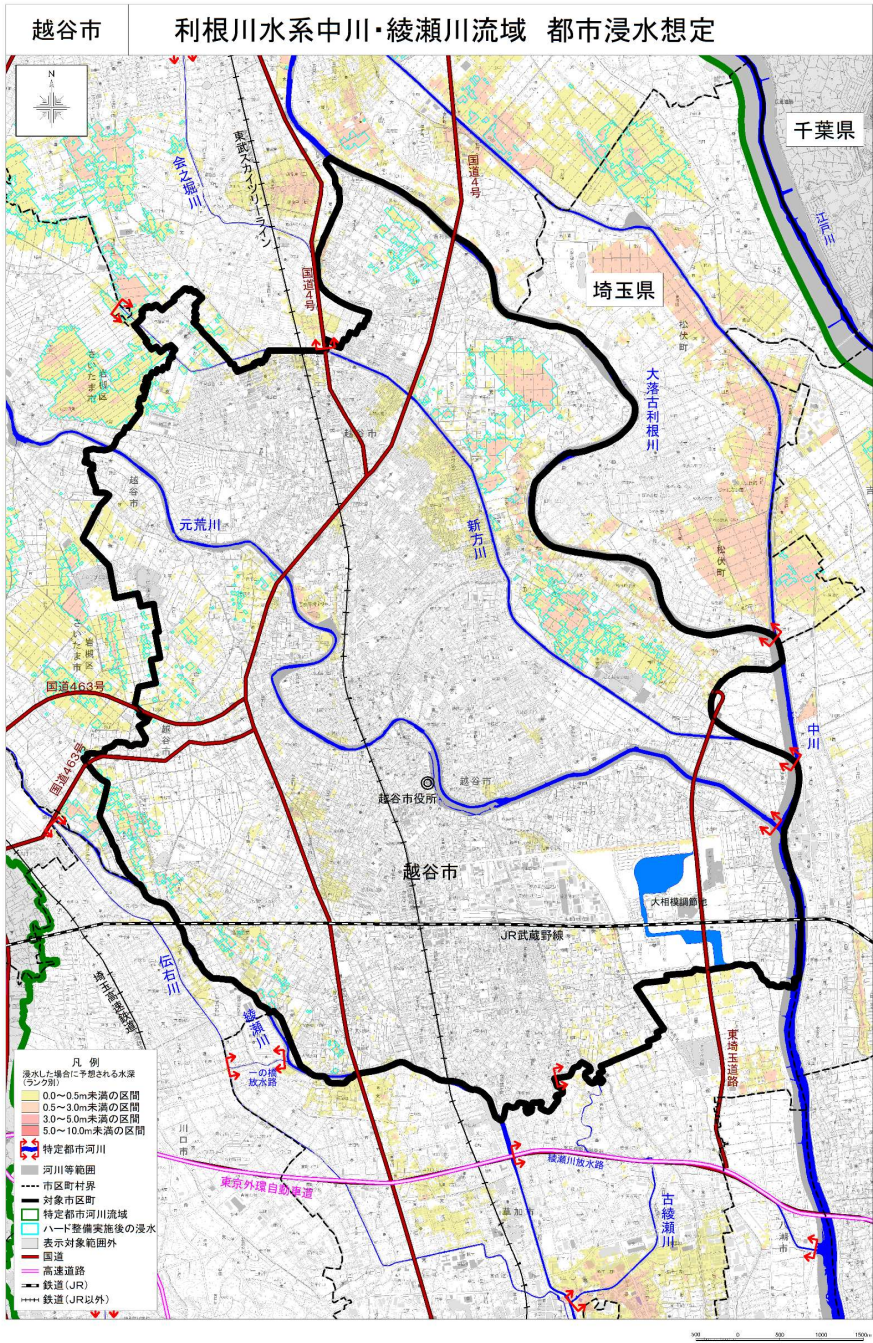
①事業の進捗状況	- 河川事業及び下水道事業等の進捗状況 - 計画改定等の状況及び改定内容等
②流域内の開発状況	各市区町における流域内の開発箇所及び面積
③雨水貯留浸透施設等の整備状況	- 河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等 - 雨水浸透阻害行為に該当する1000m²以上の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等 - その他条例等の指導により設置された調整池の位置及び容量等 「田んぼダム」を実施した水田の位置及び容量等
④区域指定の状況	貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定状況
⑤その他	- 流域における浸水被害の発生状況 - 出水時における排水機場の稼働状況や調節池の流入実績等 - その他フォローアップに必要な事項

計画の実施状況や自治体における被害解消に向けた検討状況等を踏まえ、適宜、計画への反映を行う。

掲載例



附図(都市浸水想定)



参考図(ハード整備実施後の浸水想定)